

(別紙5)

第1 補助参加人自由民主党・仙台関係

総番号	番号	議員名	年月日	用途	原告			主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	被告ら		裁判所	
					支出額	支出率	使途・支出額への認否					主張の骨子への反論	証拠		認容額
1	1	自由民主党・仙台	24.04.20	調査研究補助	107,000	100	同上	政務調査活動のみ実施していたと窺われる事情は認められないため、50%を超える部分は違法である(訴状) 会派控室に係る支出については、一般的外形的に広く政務調査費以外の目的に使用されている(原告準備書面(1)補助参加人自由民主党・仙台関係、平成30年1月29日付け原告準備書面補助参加人自由民主党・仙台関係)	甲H1	50%	53,500	支出は認めるが、違法性は争う。	会派控室において、文献の調査及び資料の収集、調査研究資料の作成・整理、市政に関する情報の市民への提供、市政に関する市民からの要望・意見の聴取、政務調査費の経理事務に従事する職員2名の人件費であり、その使途については、仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査活動以外の業務に従事していたという事実はない。(第1準備書面)	丙H1	53,500
	2	自由民主党・仙台	24.04.20	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	3	自由民主党・仙台	24.05.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	4	自由民主党・仙台	24.05.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	5	自由民主党・仙台	24.06.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	6	自由民主党・仙台	24.06.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	7	自由民主党・仙台	24.07.20	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	8	自由民主党・仙台	24.07.20	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	9	自由民主党・仙台	24.08.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	10	自由民主党・仙台	24.08.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	11	自由民主党・仙台	24.09.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	12	自由民主党・仙台	24.09.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	13	自由民主党・仙台	24.10.19	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	14	自由民主党・仙台	24.10.19	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	15	自由民主党・仙台	24.11.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	16	自由民主党・仙台	24.11.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	17	自由民主党・仙台	24.12.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	18	自由民主党・仙台	24.12.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	19	自由民主党・仙台	25.01.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	20	自由民主党・仙台	25.01.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	21	自由民主党・仙台	25.02.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	22	自由民主党・仙台	25.02.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
	23	自由民主党・仙台	25.03.21	調査研究補助	107,000	100	同上	同上	同上	50%	53,500	同上	同上	同上	53,500
	24	自由民主党・仙台	25.03.21	調査研究補助	54,130	100	同上	同上	同上	50%	27,065	同上	同上	同上	27,065
			小計		1,933,560						966,780			966,780	
25	25	自由民主党・仙台	24.04.06	インクカートリッジ代	1,916	100	同上	会派控室の備品は政務調査活動以外にも利用しているため、50%を超える部分は違法である(訴状) 会派控室に係る支出については、一般的外形的に広く政務調査費以外の目的に使用されている(原告準備書面(1)補助参加人自由民主党・仙台関係、平成30年1月29日付け原告準備書面補助参加人自由民主党・仙台関係)	甲H1	50%	958	支出は認めるが、違法性は争う。	NTT回線使用料(電話、FAX、ADSL、インターネット利用料)、事務機器(コピー機、インク、セキュリティソフト等のパソコン周辺機器)、事務用品(用紙、修正テープ等の文房具)、切手等は会派控室において、すべて政務調査活動に使用・利用することを目的に購入及び設置したものである。また、その使用・利用内容も、全て市政に関する調査研究及び市政に関する政策等の広報広聴等に用いられていることから、手引書の按分による支出の指針を踏まえ、全額政務調査費として計上したものである。 仮に、「政務調査以外の目的にも使用可能」とあるという機器・事務用品等の汎用性のみを取り上げて按分しなければならぬとすれば、それは、規則や手引書が事務費の支出を認めない趣旨を没却することになる。(第1準備書面)	丙H2	958
	26	自由民主党・仙台	24.05.21	インクタンク代	1,800	100	同上	同上	同上	50%	900	同上	同上	同上	900
	27	自由民主党・仙台	24.05.31	インターネット利用料	2,152	100	同上	同上	同上	50%	1,076	同上	同上	同上	1,076
	28	自由民主党・仙台	24.05.31	FAX及び電話利用料	587	100	同上	同上	同上	50%	293	同上	同上	同上	293
	29	自由民主党・仙台	24.05.31	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
	30	自由民主党・仙台	24.05.31	コピー機4月利用分	15,948	100	同上	同上	同上	50%	7,974	同上	同上	同上	7,974
	31	自由民主党・仙台	24.06.01	セキュリティソフト、8GB USBメモリー、USBマウス、マウスパッド	12,500	100	同上	同上	同上	50%	6,250	同上	同上	同上	6,250
	32	自由民主党・仙台	24.06.08	バックWWF朱墨筆	630	100	同上	同上	同上	50%	315	同上	同上	同上	315

総番号	番号	議員名	年月日	原告				被告ら				裁判所		
				使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認 否		主張の骨子への反論	証拠
33	33	自由民主党・仙台	24.06.18	エコノミーファイル、フラットファイル、つづりひも、蛍光ペン代	2,088	100	同上	同上	50%	1,044	同上	同上	同上	1,044
34	34	自由民主党・仙台	24.07.02	コピー機5月利用分	12,283	100	同上	同上	50%	6,141	同上	同上	同上	6,141
35	35	自由民主党・仙台	24.07.02	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
36	36	自由民主党・仙台	24.07.02	インターネット利用料	2,152	100	同上	同上	50%	1,076	同上	同上	同上	1,076
37	37	自由民主党・仙台	24.07.02	FAX及び電話利用料	231	100	同上	同上	50%	115	同上	同上	同上	115
38	38	自由民主党・仙台	24.07.17	A4用紙代	5,156	100	同上	同上	50%	2,578	同上	同上	同上	2,578
39	39	自由民主党・仙台	24.07.17	インクジェットカードリッジ及びマルチペーパー代	6,920	100	同上	同上	50%	3,460	同上	同上	同上	3,460
40	40	自由民主党・仙台	24.07.31	コピー機6月利用分	19,357	100	同上	同上	50%	9,678	同上	同上	同上	9,678
41	41	自由民主党・仙台	24.07.31	FAX及び電話利用料	2,540	100	同上	同上	50%	1,270	同上	同上	同上	1,270
42	42	自由民主党・仙台	24.07.31	インターネット利用料	2,152	100	同上	同上	50%	1,076	同上	同上	同上	1,076
43	43	自由民主党・仙台	24.07.31	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
44	44	自由民主党・仙台	24.08.22	修正テープカート、?	820	100	同上	同上	50%	410	同上	同上	同上	410
45	45	自由民主党・仙台	24.08.23	平テープ白	420	100	同上	同上	50%	210	同上	同上	同上	210
46	46	自由民主党・仙台	24.08.31	コピー機7月利用分	8,995	100	同上	同上	50%	4,497	同上	同上	同上	4,497
47	47	自由民主党・仙台	24.08.31	FAX及び電話利用料	1,459	100	同上	同上	50%	729	同上	同上	同上	729
48	48	自由民主党・仙台	24.10.01	FAX及び電話利用料	682	100	同上	同上	50%	341	同上	同上	同上	341
49	49	自由民主党・仙台	24.08.31	インターネット利用料	2,152	100	同上	同上	50%	1,076	同上	同上	同上	1,076
50	50	自由民主党・仙台	24.08.31	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
51	51	自由民主党・仙台	24.10.01	コピー機8月利用分	19,135	100	同上	同上	50%	9,567	同上	同上	同上	9,567
52	52	自由民主党・仙台	24.10.01	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
53	53	自由民主党・仙台	24.10.01	インターネット利用料	2,152	100	同上	同上	50%	1,076	同上	同上	同上	1,076
54	54	自由民主党・仙台	24.10.02	インクタンク	4,046	100	同上	同上	50%	2,023	同上	同上	同上	2,023
55	55	自由民主党・仙台	24.10.22	金銭出納ノート	420	100	同上	同上	50%	210	同上	同上	同上	210
56	56	自由民主党・仙台	24.10.29	開発クラフト封筒	252	100	同上	同上	50%	126	同上	同上	同上	126
57	57	自由民主党・仙台	24.10.31	コピー機9月利用分	18,209	100	同上	同上	50%	9,104	同上	同上	同上	9,104
58	58	自由民主党・仙台	24.10.31	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
59	59	自由民主党・仙台	24.10.31	FAX及び電話利用料	273	100	同上	同上	50%	136	同上	同上	同上	136
60	60	自由民主党・仙台	24.11.30	FAX及び電話利用料	556	100	同上	同上	50%	278	同上	同上	同上	278
61	61	自由民主党・仙台	24.11.27	振替紙	150	100	同上	同上	50%	75	同上	同上	同上	75
62	62	自由民主党・仙台	24.11.30	インターネット利用料	4,199	100	同上	同上	50%	2,099	同上	同上	同上	2,099
63	63	自由民主党・仙台	24.11.30	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
64	64	自由民主党・仙台	24.11.30	コピー機10月利用分	11,765	100	同上	同上	50%	5,882	同上	同上	同上	5,882
65	65	自由民主党・仙台	24.12.03	業務用ゼロテープ	252	100	同上	同上	50%	126	同上	同上	同上	126
66	66	自由民主党・仙台	24.12.03	10円切手2枚	20	100	同上	同上	50%	10	同上	同上	同上	10
67	67	自由民主党・仙台	24.12.06	10円切手10枚、80円切手20枚	1,700	100	同上	同上	50%	850	同上	同上	同上	850
68	68	自由民主党・仙台	24.12.07	充電器ACアダプタ03代	945	100	同上	同上	50%	472	同上	同上	同上	472
69	69	自由民主党・仙台	24.12.10	BC複写領収、タブリ赤	620	100	同上	同上	50%	310	同上	同上	同上	310
70	70	自由民主党・仙台	25.01.04	コピー機11月利用分	7,185	100	同上	同上	50%	3,592	同上	同上	同上	3,592
71	71	自由民主党・仙台	25.01.04	FAX及び電話利用料	241	100	同上	同上	50%	120	同上	同上	同上	120
72	72	自由民主党・仙台	25.01.04	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
73	73	自由民主党・仙台	25.01.07	ペーパーA4	966	100	同上	同上	50%	483	同上	同上	同上	483
74	74	自由民主党・仙台	25.01.07	パソコンインク代	3,947	100	同上	同上	50%	1,973	同上	同上	同上	1,973
75	75	自由民主党・仙台	25.01.16	キャノンix7000用インクタンクPGI-2CLEAR	3,600	100	同上	同上	50%	1,800	同上	同上	同上	1,800
76	76	自由民主党・仙台	25.01.23	インパルス タン3・4P	490	100	同上	同上	50%	245	同上	同上	同上	245
77	77	自由民主党・仙台	25.01.28	ハイマッキー	158	100	同上	同上	50%	79	同上	同上	同上	79
78	78	自由民主党・仙台	25.01.31	コピー機12月利用分	12,696	100	同上	同上	50%	6,348	同上	同上	同上	6,348
79	79	自由民主党・仙台	25.01.31	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
80	80	自由民主党・仙台	25.01.31	FAX及び電話利用料	367	100	同上	同上	50%	183	同上	同上	同上	183
81	81	自由民主党・仙台	25.01.31	インターネット利用料	4,199	100	同上	同上	50%	2,099	同上	同上	同上	2,099
82	82	自由民主党・仙台	25.02.28	コピー機1月利用分	17,972	100	同上	同上	50%	8,986	同上	同上	同上	8,986
83	83	自由民主党・仙台	25.02.28	FAX及び電話利用料	441	100	同上	同上	50%	220	同上	同上	同上	220
84	84	自由民主党・仙台	25.02.28	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
85	85	自由民主党・仙台	25.03.18	クリヤホルダー、パソコンインク、コピー用紙代	9,771	100	同上	同上	50%	4,885	同上	同上	同上	4,885
86	86	自由民主党・仙台	25.04.01	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
87	87	自由民主党・仙台	25.04.01	FAX及び電話利用料	304	100	同上	同上	50%	152	同上	同上	同上	152
88	88	自由民主党・仙台	25.04.01	インターネット利用料	4,199	100	同上	同上	50%	2,099	同上	同上	同上	2,099
89	89	自由民主党・仙台	25.04.01	コピー機2月利用分	12,504	100	同上	同上	50%	6,252	同上	同上	同上	6,252
90	90	自由民主党・仙台	25.04.30	コピー機3月利用分	12,702	100	同上	同上	50%	6,351	同上	同上	同上	6,351
91	91	自由民主党・仙台	25.04.30	ADSL利用料	5,817	100	同上	同上	50%	2,908	同上	同上	同上	2,908
92	92	自由民主党・仙台	25.04.19	インターネット利用料	2,047	100	同上	同上	50%	1,023	同上	同上	同上	1,023
93	93	自由民主党・仙台	25.04.30	FAX及び電話利用料	514	100	同上	同上	50%	257	同上	同上	同上	257

2
事務費

総番号	番号	議員名	年月日	用途	原告			主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	用途・支出額への認否	被告ら		裁判所
					支出額	支出率	主張の骨子への反論						証拠	認容額	
			小計		331,741					165,854					165,854
3 その他 経費	94	94	自由民主党・仙台	24.05.28	4月分利用料	2,100	100	会派控室のテレビは政務調査活動以外にも利用しているため、50%を超える部分は違法である(訴状) 会派控室に係る支出については、一般的的外形的に広く政務調査費以外の目的に使用されている(原告準備書面(1)補助参加人自由民主党・仙台関係、平成30年1月29日付け原告準備書面補助参加人自由民主党・仙台関係)	甲H1	50%	1,050	支出は認めるが、違法性は争う。	CATVは専ら政務調査に資する情報の収集のため、必要最小限度の利用契約を行っているものである。(第1準備書面)	丙H3	0
	95	95	自由民主党・仙台	24.06.28	5月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	96	96	自由民主党・仙台	24.07.30	6月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	97	97	自由民主党・仙台	24.08.28	7月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	98	98	自由民主党・仙台	24.09.28	8月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	99	99	自由民主党・仙台	24.10.29	9月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	100	100	自由民主党・仙台	24.11.28	10月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	101	101	自由民主党・仙台	24.12.28	11月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	102	102	自由民主党・仙台	25.01.28	12月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	103	103	自由民主党・仙台	25.02.28	1月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	104	104	自由民主党・仙台	25.03.28	2月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
	105	105	自由民主党・仙台	25.04.30	3月分利用料	2,100	100	同上	同上	50%	1,050	同上	同上	同上	0
				小計		25,200					12,600				
			合計		2,290,501					1,145,234					1,132,634

(別紙6)

第2 補助参加人斎藤範夫関係

1 調査研究費(旅費規程によるもの)

総番号	番号	年月日	使途	原告			証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認 否	被告ら		裁判所	
				支出額	支出率	主張の骨子					主張の骨子への反論	証拠		認容額
調査研究費 (旅費規程によるもの)	106	1	25.02.07 ~02.08	(視察先) 2013仙台のタベ(会場:ホテル ニューオータニ、復興庁(東京都)) (視察内容) シティセールスについて、仙台市 の復興について復興庁と協議	51,260	100%	政務調査目的のみならず、懇親目的等も併存している。 ∴50%を超える部分は違法。 少なくとも実費との差額分10%は違法(訴状別紙) ・「2013仙台のタベ」は仙台の地元料理を食べたり、酒を飲んだりしながら参加者が懇親するのが「2013仙台のタベ」の実態であると考えられることからすると、「2013仙台のタベ」に参加するのは懇親が主たる目的であるというべきである。(原告第1準備書面)		50%	25,630	支出は認めるが、違法性は争う。	「2013仙台のタベ」は、仙台市及び仙台商工会議所が主催者となり、仙台市からは仙台市長、副市長、局長らが、仙台商工会議所からは会頭、副会頭、常議員らが出席し、衆参両院の国会議員や在日大使館関係者ら外国機関、企業・団体、中央官庁の職員や地方自治体の東京事務所関係者らを招待して開かれる。年に1度の行事である。 会場では、仙台市の施策や取り組み等を紹介する展示ブースを設置し、招待者らに東北のゲートウェイとしての役割を持つ仙台の魅力を発信するとともに、当該年度においては、東日本大震災後の復興・復興についての報告を兼ねるといふ要素も含まれている。 また、席次を常任委員会毎に割り振り、仙台及び東京都内に事務所等を抱えて企業活動を行っている招待者から、他都市のシティセールスや企業誘致のあり方、外国人旅行者の取り込み(インバウンド)やもてなし、観光行政等についての意見交換を行っている。 そして、「仙台のタベ」は仙台市が主催者でもあり、出席した議員からは、定例会や各委員会等の質疑において「仙台のタベ」のあり方等を議論している。(第2準備書面)	丙11	0
	小計				51,260					25,630			0	
2 研修費(旅費規程によるもの)														
研修費 (旅費規程によるもの)	107	1	24.05.13	(視察先) 全国町村会場(東京都) (視察内容) 自治体議会政策学会主催の「第14期自治体政策講座in東京」	31,460	100%	実費との差額(10%)が違法		10%	3,146	支出は認めるが、違法性は争う。	旅費条例に基づく定額方式には、事務処理の合理化・簡素化というメリットがあること、旅費条例は国家公務員等の旅費に関する法律を踏襲して制定されたものであること、旅費条例に基づき算出される旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費に基づき算出されるものであり標準的な実費の範囲内ということ、実際問題としても常に実額との間で多額の差異が生じるものではないこと等を考慮すれば、本件定額方式に合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)		0
	108		24.11.02	(視察先) 東京大学本郷キャンパス(東京都) (視察内容) 東京大学公共政策大学院主催の「ERES公開フォーラム2012」	31,460	100%	同上		10%	3,146	同上	同上		0
小計				62,920					6,292				0	

原告											被告ら			裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
201	4	鈴木繁雄	24.07.12 ~07.15	千歳市防災センター、札幌市下水道科学館、函館まちづくり交流センター	116,730	100%	・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・一般人でも見学可能な施設をごく短時間視察したのみ ・視察結果の市政への反映なし ・現地に赴いての視察の必要性なし ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・50%を超える部分は違法 (平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係))	丙L1 丙L6	50%	58,365	同上	千歳市では、千歳市防災学習交流センター「そなえーる」の施設概要について、札幌市では、札幌市下水道科学館の施設概要について、函館市では、函館市地域交流まちづくりセンターの施設概要及び事業概要について、視察・調査を行った。 旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面) 防災、下水道、まちづくりという事業内容は、いずれも市政との関連性があるところ、施設概要や展示内容を調査することにより、市政への反映可能性を含め、調査を行ったものである(丙L1, 13)。 調査の結果、議会や各種委員会(予算等審査特別委員会、ライフライン・新エネルギー創出調査特別委員会、防災・減災推進調査特別委員会等)における議論に役立っている。特に、補助参加人が千歳市防災学習交流センターを視察したことが、平成26年7月の防災・減災推進調査特別委員会による委員会視察の契機となっている。(第3準備書面)	丙L1, 6, 9, 13	0
202	5	鈴木繁雄	24.08.24 ~08.25	東京都多摩市落合、おだ認定こども園、(学)織田学園	51,260	100%	実費との差額分10%が違法 (訴状、第4、1、①)		10%	5,126	同上	旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)	丙L1, 13	0
203	6	鈴木繁雄	24.09.06 ~09.07	青森市文化観光交流施設「ねぶたの家、ワ・ラッセ」、八戸八食センター	51,540	100%	・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・一般人でも見学可能な観光施設をごく短時間視察したにすぎず宿泊の必要性なし ・視察結果の市政への反映なし ・現地に赴いての視察の必要性なし ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・50%を超える部分は違法 (平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係))	甲L1 甲L2 丙L1	50%	25,770	同上	青森市では、青森市文化観光交流施設「ねぶたの家ワ・ラッセ」の施設概要について、八戸市では、八戸八食センターの施設概要、水産業と観光産業との連携等について、視察・調査を行った。 旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面) 仙台には七夕まつりや青葉まつりがあるものの、七夕飾りや山鉾を常設展示する観光施設は存在しない。他方、青森にはねぶた祭りがあるところ、ねぶたを常設展示する観光施設として青森市文化観光交流施設「ねぶたの家ワ・ラッセ」がある。七夕飾りや青葉まつりの山鉾は、祭りの象徴であり、観光客の目に触れる常設展示は集客効果が高いものと考えられる。そこで、施設概要を調査することにより、仙台市における観光施設設置の要否を検討する目的で調査を行った。 仙台には、中央卸売市場が開設されており、平成24年9月27日開催の平成23年度決算等審査特別委員会等において取り上げられているところであるが、その中で、八食センターが引き合いに出されている。施設概要を調査することにより、仙台中央卸売市場の一般開放や地域経済の貢献に資する施策の展開、水産業と観光産業との連携等について検討する目的で調査を行った。(第3準備書面)	丙L1, 13, 15	0
204	7	鈴木繁雄	24.10.29	東京都(大田区役所)	31,460	100%	実費との差額分10%が違法 (訴状、第4、1、①)		10%	3,146	同上	旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)	丙L1, 13	0
205	8	鈴木繁雄	24.11.19 ~11.20	足立区役所	51,260	100%	同上		10%	5,126	同上	同上	丙L1, 13	0
206	9	鈴木繁雄	24.12.23	東京駅東京ミステラス2012	31,460	100%	同上		10%	3,146	同上	同上	丙L1, 13	0
207	10	鈴木繁雄	25.01.15	所沢市役所	32,120	100%	同上		10%	3,212	同上	同上	丙L1, 13	0

調査研究費(旅費)による出張

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告					被告ら				裁判所
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	
208	11	鈴木繁雄	25.02.07 ～02.08	東京都(仙台の タベ)	51,260	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・他の会派同様「仙台のタベ」に出席している ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・50%を超える部分は違法(平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係)) 	丙L1	50%	25,630	同上	<p>復興庁では、根本匠復興大臣と面談し、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行い、ホテルニューオータニでは、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台のタベ」に参加し、参加者と意見交換を行ったほか、シティーセールスについて調査研究活動を行った。</p> <p>旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)</p> <p>「2013仙台のタベ」は、仙台市及び仙台商工会議所が主催者となり、仙台市からは仙台市長、副市長、局長らが、仙台商工会議所からは会頭、副会頭、常議員らが出席し、衆参両院の国会議員や在日大使館関係者ら外国機関、企業・団体、中央官庁の職員や地方自治体の東京事務所関係者らを招待して開かれる、年に1度の行事である。</p> <p>会場では、仙台市の施策や取り組み等を紹介する展示ブースを設置し、招待者らに東北のゲートウェイとしての役割を持つ仙台の魅力を発信するとともに、当該年度においては、東日本大震災後の復旧・復興についての報告を兼ねるといふ要素も含まれている。</p> <p>席次を常任委員会毎に割り振り、仙台及び東京都内に事務所等を抱えて企業活動を行っている招待者から、他都市のシティーセールスや企業誘致のあり方、外国人旅行者の取り込み(インバウンド)やもてなし、観光行政等についての意見交換を行っている。</p> <p>「仙台のタベ」は仙台市が主催者でもあり、出席した議員からは、定例会や各委員会等の質疑において「仙台のタベ」のあり方を議論している。(第4準備書面)</p>	丙D29, 30 丙L1	0
209	12	鈴木繁雄	25.02.09 ～02.10	横浜市(横浜市 大倉山記念館)	52,600	100%	実費との差額分10%が違法(訴状、第4、1、①)		10%	5,260	同上	旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)	丙L1、13	0
210	13	鈴木繁雄	25.03.01 ～03.02	横浜市(八景島 シーパラダイス)	52,300	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・一般人でも見学可能な観光施設を視察したのみ ・3月1日が金曜日であったことから前日の夜に飲食や観光等をしたことが推認され少なくとも宿泊費・日当支出の必要性なし ・視察結果の市政への反映なし ・現地に赴いての視察の必要性なし ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・50%を超える部分は違法(平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係)) 	丙L1	50%	26,150	同上	<p>仙台市宮城野区に建設が決まった仙台商みの社水族館の運営の中心的役割を担うことになった株式会社八景島(八景島シーパラダイス)において、施設概要、運営実態、現況等について、視察・調査を行った。</p> <p>旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)</p> <p>補助参加人は水族館運営の実態、現況につき説明を受けたのであって、会談したわけではない。また、名刺交換を行うことは、自らが誰であるかを紹介するという意味合いがあるものであり、補助参加人が視察を行う場合には、その相手方が企業の役員であろうと、行政府の職員であろうと、初めて会う方には等しく名刺交換を行っている。名刺交換を行うこと自体が、使途基準に合致しない調査研究活動が行われたことを推認させる一般的外形的事実に当たるといふのは、原告独自の見解と言わざるを得ない。</p> <p>水族館誘致に関する問題については、当時、仙台市議会においても議論がなされているところである。</p> <p>補助参加人は、腎不全の予備軍であり、健常者とは異なる配慮が必要なため、視察調査前日に現地入りした。(第4準備書面)</p>	丙L1、13、 16	0

原告											被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
211	14	鈴木繁雄	25.03.09 ～03.10	名古屋市(産業技術記念館)	73,420	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・一般人でも見学可能な観光施設をごく短時間視察したのみ ・3月9日が土曜日であったことから同日の夜に飲食や観光等をしたことが推認され少なくとも宿泊費・日当支出の必要性なし ・視察結果の市政への反映なし ・現地に赴いての視察の必要性なし ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ∴.50%を超える部分は違法(平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係)) 	丙L1	50%	36,710	同上	<p>産業技術記念館において、施設概要、産業の足跡を知るための施設の保存・展示の必要性等について、視察・調査を行った。</p> <p>旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)</p> <p>産業技術記念館は、近代日本の基幹産業の一つであり、地域産業である織機機械の歴史を後世に伝承するための展示施設である。他方、仙台には、三居沢発電所という日本で最初に作られたとされる水力発電所がある。しかしながら、この三居沢発電所については、後世に伝承するための十分な手当がなされているとはとても言えない。このような近代化産業遺産を後世に伝承するための手法を調査する目的で視察・調査を行った。(第3準備書面)</p>	丙L1, 13	0	
212	15	鈴木繁雄	25.03.21 ～03.24	八丈島町役場 八丈島地熱発電所 「えこ・あぐりまーと」	117,490	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・一般人でも見学可能な観光地を視察したのみ ・視察結果の市政への反映なし ・現地に赴いての視察の必要性なし ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ∴.50%を超える部分は違法(平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係)) 	甲L3 丙L1	50%	58,745	同上	<p>八丈島町役場では、八丈島におけるクリーンエネルギー(地熱発電)、自然エネルギーを利用した取り組みについて、TEPCO八丈島地熱館では、地熱発電施設の概況等について、八丈島地熱利用農産物直売所(えこ・あぐりまーと)では、省エネルギーモデル温室の施設概要、仕組み、施設運営状況等について、視察・調査を行った。</p> <p>旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)</p> <p>補助参加人は、ライフライン・新エネルギー創出調査特別委員会の委員であり、同委員会において、八丈島における地熱発電に関する視察調査を踏まえ、質問等を行っている。(第4準備書面)</p>	丙L1, 13, 17, 18	0	
小計					¥901,340					¥330,102				0	
研修費	213	1	鈴木繁雄	24.8.18	第5回MBA軽井沢セミナー	62,000	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査以外の目的併存 ・調査内容不明確 ・「MBA」という名を冠しているとおりの実質は経営セミナーである ・内容も経営に関する事項が数多く盛り込まれている ・セミナーよりも懇親会の時間が長く経営者同士の懇親や営業等の側面を有していた ・視察結果の市政への反映なし ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ∴.50%を超える部分は違法(平成30年4月11日付準備書面2(補助参加人鈴木繁雄関係)) 	甲L4 甲L5 丙L1 丙L12	50%	31,000	支出は認めるが、違法性は争う。	<p>当該研修は、熱海の地域再生を公約する熱海市長や障がい者雇用を積極的に進める経営者、その他官僚、学者をパネリストに迎えてのセミナーである。不況や産業の空洞化、格差社会等について研究する上で、有意義な内容であって、仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はない。</p> <p>旅費条例に基づく定額方式には合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)</p> <p>研修会に参加したことにより、議会や各種委員会における議論に役立っている。特に、当該研修の講師の1人である斉藤栄熱海市長を「仙台・福島・山形市議会広域観光連携推進協議会平成26年度研究会」に講師に迎え、熱海の行財政改革等についての講演の実現にもつながっている。(第3準備書面)</p> <p>パネラーの属性は、市長や官僚、大学の助教であり、その内容は、観光行政や障害者雇用、地域活性化である。いずれも市政と関わりある内容である。(第4準備書面)</p>	丙L2, 10 ～12, 19	0
小計					62,000				小計	31,000				0	

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告					被告ら				裁判所
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
214	1	鈴木繁雄	25.3.28	鈴木しげお市政報告書、新聞折込料	819,840	100%	・政務調査以外の目的併存 ・表紙に本文よりも大きい文字で「鈴木繁雄市政報告」と記載され、同人の顔写真が複数枚大判で掲載されており、係る表紙は読み手に補助参加人鈴木を強く印象づける。その他にも、市政報告末尾には補助参加人鈴木の経歴・現在の役職・連絡先が記載されており、表紙の強い印象と相俟って補助参加人鈴木の自己PRに寄与する構成となっている。 ∴50%を超える部分は違法(平成29年4月10日付準備書面1(補助参加人鈴木繁雄関係))	丙L3	50%	409,920	支出は認めるが、違法性は争う。	市政報告書の新聞折込料、切手代は、調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、広く市民へ広報するための広報誌(市政報告)の発行経費並びに配布費用であり、当該支出は仙台市政との密接な関連性を有するものである。 広報誌の配布やホームページ関連費用の支出については、規則や手引書において政務調査費の支出が可能な経費例として認められているところである。その内容如何にかかわらず一律に50%の按分を要するという事になれば、規則や手引書においてこれらの支出を認めた趣旨を著しく没却することになるほか、会派や議員が広報広聴活動を行うことに消極的となり、ひいては地方議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実に資しようとする政務調査費制度の趣旨にも反することになる。 市政報告書の記載内容は、定例会や特別委員会における質疑応答、予算の内容等全てが仙台市政、仙台市議会活動に関する内容であり、政党活動や後援会活動、私的活動に関する記載は一切ない。(第1準備書面)	丙L3	409,920
215	2	鈴木繁雄	25.3.28	80円切手2,000	160,000	100%	同上	丙L3	50%	80,000	同上	同上	同上	80,000
216	3	鈴木繁雄	25.3.29	80円切手600枚	48,000	100%	同上	丙L3	50%	24,000	同上	同上	同上	24,000
	小計				1,027,840					513,920				513,920
	合計				1,991,180					875,022				513,920

(別紙12)

第8 補助参加人赤間次彦関係

総番号	番号	議員名	年月日	用途	原告					被告ら				裁判所	
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	用途・支出 額への認 否	主張の骨子への反論	証拠		認容額
調査研究費 (旅費規程による出張)	221	1	赤間次彦	24.04.28 ~05.01	・シティセールスについて ・姉妹都市の支援について ・伊達文化について ・ネーミングライツについて ・ゆるキャラについて ・空家対策について ・ゴミ屋敷条例について	137,100	100%	政務調査目的のみならず、観光目的も併存している。 ∴50%を超える部分は違法。少なくとも実費との差額分10%は違法。 なお、補助参加人赤間次彦は、平成24年4月28日から同年5月1日までの日程のうち、30日の行動を明らかにしていない。当該日に調査研究を行ったのであれば、その旨主張するはずである。それがなされていない以上、当該日において調査研究活動を行っていないことは明らかである。 よって、観光目的も併存している。		50%	68,550	支出は認めるが、違法性は争う。	宇和島市では、シティセールス、姉妹都市の支援、ネーミングライツ、ゆるキャラ、空き家対策、ゴミ屋敷条例等について、宇和島市立伊達博物館では、施設の概要、伊達文化等について視察・調査を行った。(第1準備書面) 平成24年4月30日を視察対象日から除外していることについては、金派代表者に対する調査出張届出書に明記している(既に提出済みの丙M第1号証4頁の「調査出張届出書」備考欄参照)。そのため、平成24年4月28日から5月1日における調査研究費(旅費規程によるもの)の支出金13万7100円の中に4月30日分の宿泊費(1万6500円)及び日当(3300円)に相当する金額は、計上されていない。(第3準備書面)	丙M1~4	0
	222	2	赤間次彦	24.06.29 ~06.30	ネーミングライツについて	83,320	100%	政務調査目的のみならず、観光目的も併存している。 ∴50%を超える部分は違法。少なくとも実費との差額分10%は違法。		50%	41,660	同上	大阪府では、大阪市立体育館及び歩道橋へのネーミングライツ導入(導入経緯、費用負担、名称変更による影響、利用者の反応等)について、視察・調査を行った。(第1準備書面)	丙M1~3	0
	223	3	赤間次彦	24.10.12 ~10.16	・VI(ヴィジュアルアイデンティティ)計画による都市ブランドづくりについて ・障害者スポーツについて ・ネーミングライツについて ・観光について(民間との協力)	145,360	100%	政務調査目的のみならず、観光目的も併存している。 ∴50%を超える部分は違法。少なくとも実費との差額分10%は違法。 なお、補助参加人赤間次彦は、平成24年10月12日から同月17日までの日程のうち、15日の行動を明らかにしていない。当該日に調査研究を行ったのであれば、その旨主張するはずである。それがなされていない以上、当該日において調査研究活動を行っていないことは明らかである。 よって、観光目的も併存している。		50%	72,680	同上	伊丹市では、VI(ヴィジュアルアイデンティティ)計画の概要、事業費、ブランド化手法、活用状況等について、名古屋市では、提案型ネーミングライツ導入・実施状況について、産業技術記念館において、施設の概要、観光行政について、岐阜市、揖斐川町及び関市では、障がい者スポーツ大会の運営、施設状況等について、視察・調査を行った。(第1準備書面)	丙M1~4	0
	224	4	赤間次彦	24.11.19 ~11.20	・ごみ減量について ・ゆるキャラについて ・ゴミ屋敷条例について ・空家対策について	52,300	100%	実費との差額がある。		10%	5,230	同上	旅費条例に基づく定額方式には、事務処理の合理化・簡素化というメリットがあること、旅費条例は国家公務員等の旅費に関する法律を踏襲して制定されたものであること、旅費条例に基づき算出される旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費に基づき算出されるものであり標準的な実費の範囲内とということ、実際問題としても常に実額との間で多額の差異が生じるものではないこと等を考慮すれば、本件定額方式に合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面)	丙M1.4	0

原告											被告ら			裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	用途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
225	5	赤間次彦	25.02.07 ~02.09	・シティセールスについて ・復興庁 ・ゆるキャラとアンテナショップについて	72,110	100%	政務調査目的のみならず、観光目的も併存している。 ∴50%を超える部分は違法。少なくとも実費との差額分10%は違法。 なお、行程に「仙台のタベ」の視察が含まれている。 よって、観光目的も併存している。		50%	36,055	同上	ホテルニューオータニでは、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台のタベ」に参加し、参加者と意見交換を行い、シティセールスについて調査研究活動を行ったほか、復興庁では、根本匠復興大臣と面談し、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行い、海老名市では、イメージキャラクター「えびーにゃ」誕生の経緯、活動状況、関連グッズの販売状況、経済効果、宣伝効果等について、視察・調査を行った。(第1準備書面)	丙M1.4 丙D29.30	0
		小計			490,190									0
		合計			490,190						224,175			0
											224,175			0

232	7	佐藤正昭	H24.8.10	広報誌ポスティング労務費	100,000	100%	同上	50%	50,000	同上	同上	50,000
233	8	佐藤正昭	H24.8.21	広報誌ポスティング労務費	95,000	100%	同上	50%	47,500	同上	同上	47,500
234	9	佐藤正昭	H24.8.29	追加印刷代	262,500	100%	同上	50%	131,250	同上	同上	131,250
235	10	佐藤正昭	H24.9.5	広報誌ポスティング労務費	83,000	100%	同上	50%	41,500	同上	同上	41,500
			小計		1,536,173				768,086			768,086
			合計		1,841,533				867,174			768,086

(別紙14)

第10 補助参加人野田謙関係

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告				被告				裁判所		
					支払額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認 否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
広報 広聴 費	236	27	野田謙	24.07.31	H24 第2回定例会レポート印刷代	354,900	100	議員個人のアピール等、政治活動としての目的 が併存している。 ∴50%を超える部分が違法		50%	177,450	支出は認 めるが、違 法性は争 う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等につ いて、広く市民へ広報するための広報誌並びに市政や 施策等に対する市民の要望、意見を聴取するた めのアンケートハガキの発行経費であり、当該支出は仙 台市政との密接な関連性を有するものである。 広報誌の配布やホームページ関連費用の支出につ いては、規則、手引書において政務調査費の支出が 可能な経費例として認められているところである。その 内容如何にかかわらず一律に50%の控分を要する ということになれば、規則や手引書においてこれらの支 出を認めた趣旨を著しく没却することになるほか、会 派や議員が広報広聴活動を行うことに消極的となり、 ひいては地方議会の審議能力を強化し、議員の調査 研究活動の基盤の充実を図ろうとする政務調査費制 度の趣旨にも反することになる。(第1準備書面)	丙〇1	177,450
	237	28	野田謙	24.11.28	H24 第3回定例会レポート印刷代	345,450	100	同上		50%	172,725	同上	同上	同上	172,725
	238	29	野田謙	25.01.31	H24 第4回定例会レポート印刷代	351,750	100	同上		50%	175,875	同上	同上	同上	175,875
	239	30	野田謙	25.03.25	H25 第1回定例会レポート印刷代	302,400	100	同上		50%	151,200	同上	同上	同上	151,200
				合計		1,354,500					677,250				677,250

調査研究員 (会費その他)	原告										被告ら				裁判所			
	総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求めた資料	用途・支出額への認否	提出を求めた資料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠	認容額
調査研究員 (会費その他)	371	3	安孫子 雅浩	24.09.07	H24. 9/7リニューアル後の常設展示内容と来館状況の調査	400	100%	同上		50%	200	同上	同上		—	同上	丙F20	0
	372	4	安孫子 雅浩	25.01.18	ふるさと祭り東京入場券	1,200	100%	同上		50%	600	同上	同上		—	同上	丙F18 丙F19	0
	373	5	安孫子 雅浩	24.08.27	青森中心街の観光交流拠点施設を視察	600	100%	同上		50%	300	同上	同上		—	同上	丙F21 丙F22	0
	374	6	安孫子 雅浩	24.08.28	青森中心街の観光交流拠点施設を視察	500	100%	同上		50%	250	同上	同上		—	同上	丙F21 丙F22	0
	375	7	安孫子 雅浩	24.08.27	青森氏の文化交流施設の整備状況について入館し調査	600	100%	同上		50%	300	同上	同上		—	同上	丙F21 丙F22	0
	376	8	岡本 あき子	25.01.13	人と防災未来センター視察	480	100%	同上		50%	240	同上	同上		—	同上	丙F23	0
			小計			25,380					12,690	同上	同上					
	377	1	安孫子 雅浩	24.04.24	第一法規主催 地方議員セミナー	30,620	100%	・実費との差額(10%)が違法 ・90%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1)		10%	3,062	1 経費の内訳 2 実費の領収書の有無・内容	用途・支出額は認め、違法性は争う。	旅費条例に基づき支出が適法であることは明らかであり、必要性なし。	—	・旅費条例に基づき支出は冗費濫費の防止や事務手続きの簡素化等の合理性があり適法。(第1準備書面3頁～)		0
	378	2	安孫子 雅浩	24.07.12	「チェルノブイリ視察」報告・「自然と共存した持続可能な国づくり」質疑	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	同上	同上	—	同上		0
	379	3	安孫子 雅浩	24.08.01 ～08.03	8/1～8/3 第4回自治体トップマネジメントセミナー受講、市町村議会議員特別セミナー受講	82,800	100%	同上		10%	8,280	同上	同上	同上	—	同上		0
	380	4	安孫子 雅浩	24.08.09	「行政サービスの効率性と最少効率規模」について自治体のモデル事例(東京都足立区)の首長会ならびに質疑	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	同上	同上	—	同上		0
	381	5	安孫子 雅浩	24.08.26 ～08.27	民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会参加	35,180	100%	・政務調査以外の目的併存 ・宿泊費は主催者負担であることから民主党の集金であることは明らか ・フォーラム後には飲食を伴う懇親会(交流会)が開催されている。 ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)	甲F1、丙F25	50%	17,590	同上	同上	同上	—	・震災復興政策等に関する研修会であり、仙台市政と密接な関連性がある。(第1準備書面10頁、第4準備書面1頁) ・民主党所属議員以外も参加可能な研修会であり、宿泊費も積み立てた会費から支出しており、民主党の集金ではない。(第1準備書面10頁、第2準備書面11頁) ・懇親会は研修終了後の開催であり、かつ、政務調査費からは一切支出していない。(第4準備書面2頁)。 ・旅費条例に基づき支出は冗費濫費の防止や事務手続きの簡素化等の合理性があり適法。(第1準備書面3頁～)	丙F24 丙F25 丙F117	17,580
	382	6	安孫子 雅浩	24.11.15 ～11.16	①大阪における公務員制度改革 ②大阪における教育基本条例と規制改革 吹田市立博物館特別展の視察 ・千里ニュータウン半世紀展	58,800	100%	・実費との差額(10%)が違法 ・.90%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1)		10%	5,880	同上	同上	同上	—	研修費(旅費規程による出張)No.1と同様。		0

記号	原告										被告ら				裁判所			
	総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額	提出を求める資料	使途・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答		違法率(仮定的)	主張の骨子への反論	証拠
による出張)	392	16	小野寺 健	24.08.26 ~08.27	民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会参加	31,680	100%	・政務調査以外の目的併存 ・宿泊費は主催者負担であることからも民主党の集金であることは明らか ・フォーラム後には飲食を伴う懇親会(交流会)が開催されている。 ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)	甲F1、丙F25	50%	15,940	同上	同上	同上	—	研修費(旅費規程による出張)No.5と同様。	丙F24 丙F25 丙F117	15,940
	393	17	加藤 けんいち	24.10.22 ~10.23	・秋田県自殺対策への取り組み ・東日本大震災からの復旧と課題 ・秋田県の学力向上に向けた取り組み ・秋田市市街地再開発事業視察	51,060	100%	・実費との差額(10%)が違法 ・.90%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1)		10%	5,106	同上	同上	同上	—	研修費(旅費規程による出張)No.1と同様。		0
	394	18	木村 勝好	24.08.26 ~08.27	民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会参加	35,180	100%	・政務調査以外の目的併存 ・宿泊費は主催者負担であることからも民主党の集金であることは明らか ・フォーラム後には飲食を伴う懇親会(交流会)が開催されている。 ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)	甲F1、丙F25	50%	17,590	同上	同上	同上	—	研修費(旅費規程による出張)No.5と同様。	丙F24 丙F25 丙F117	17,590
	395	19	日下 富士夫	24.10.29 ~10.30	①政務調査費の使途基準の在り方 ②離合基本条例の意義・役割	80,060	100%	・実費との差額(10%)が違法 ・.90%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1)		10%	8,006	同上	同上	同上	—	研修費(旅費規程による出張)No.1と同様。		0
	396	20	日下 富士夫	25.01.28	第18回自治体トップフォーラム テーマ「創造的自治体経営～自治体の自立経営を考える」	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	同上	同上	—	同上		0
	397	21	佐藤 わか子	24.05.10 ~05.11	テーマ「21世紀を生き抜く自治の創造」	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	—	同上		0
	398	22	佐藤 わか子	24.08.01	8/1 第4回自治体トップマネジメントセミナー ○地方自治体における今後の総合計画の在り方 ・総合計画の必要性と今後の方向性 ・総合計画(政策)主導による行政経営 ・全体最適を実現するための基礎的自治体の役割	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	同上	同上	—	同上		0
	399	23	佐藤 わか子	24.08.26 ~08.27	民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会参加	35,180	100%	・政務調査以外の目的併存 ・宿泊費は主催者負担であることからも民主党の集金であることは明らか ・フォーラム後には飲食を伴う懇親会(交流会)が開催されている。 ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)	甲F1、丙F25	50%	17,590	同上	同上	同上	—	研修費(旅費規程による出張)No.5と同様。	丙F24 丙F25 丙F117	17,590

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告				被告ら						認容額			
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額	提出を求める資料	使途・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	違法率(仮定的)		主張の骨子への反論	証拠	
400	24	佐藤 わか子	24.10.12	・地域生活交通のサービス産業化 ・路線バス事業の新・経営戦略	31,660	100%	・政務調査以外の目的併存 ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1)		50%	15,830	同上	同上	同上	同上	同上	・地域生活交通や路線バス事業等に関する研修会であり、仙台市政と密接な関連性を有しており、政務調査以外の目的が併存している事実はなく按分不要。(第1準備書面11頁) ・旅費条例に基づく支出は元費差費の防止や事務手続きの簡素化等の合理性があり適法。(第1準備書面3頁～)	丙F26 丙F27	0
401	25	佐藤 わか子	25.01.15	○公務員の等級制度の問題点 ○人事院勧告の問題点	31,660	100%	・実費との差額(10%)が違法 ・.90%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1)		10%	3,166	同上	同上	同上	同上	同上	研修費(旅費規程による出張)No.1と同様。		0
402	26	佐藤 わか子	25.02.12	地方議員研究会セミナー参加	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	同上	同上	同上	同上	同上		0
403	27	佐藤 わか子	25.02.15	子どもの発達障害支援について	16,960	100%	同上		10%	1,696	同上	同上	同上	同上	同上	同上		0
404	28	佐藤 わか子	25.03.10	コロナ発達障害センター東京後援会参加	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	同上	同上	同上	同上	同上		0
405	29	渡辺 敬信	24.05.08 ～05.09	○日本「再創造」～プラチナ社会の実現を目指す ○人工減少社会におけるまちづくり戦略	34,960	100%	同上		10%	3,496	同上	同上	同上	同上	同上	同上		0
406	30	渡辺 敬信	24.10.22 ～10.23	・東日本大震災からの復旧と現状 ・秋田県の学力向上の取り組み ・秋田市における市街地再開発	51,060	100%	同上		10%	5,106	同上	同上	同上	同上	同上	同上		0
407	31	渡辺 敬信	25.01.28 ～01.29	・日本原燃原子燃料サイクル施設視察 ・八戸火力発電所及び太陽光発電所視察	49,980	100%	同上		10%	4,998	同上	同上	同上	同上	同上	同上		0
小計					1,186,720					200,376								86,300
研修費(会費その他)	408	1	市民フォーラム仙台	24.10.05	会派基本政策打合せ	33,264	100%	・政務調査以外の目的併存 ・会派総会及び会派基本政策打ち合わせは会派の維持、運営及び意思統一のための活動に当たるものであり政務調査活動と関連性を有さない ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)		50%	16,632		使途、支出額は認め、違法性は争う。			・会派基本政策の検証・見直し・策定のための研修会、会派であるが、重要な政務調査活動そのものであり、他の目的が併存しているとはいえず、按分不要。(第1準備書面11頁～、第2準備書面11頁～、第4準備書面2頁)	丙F28 丙F29 丙F118 丙F119	0
	409	2	市民フォーラム仙台	24.10.05	会派基本政策打合せ	11,088	100%	同上		50%	5,544		同上		同上	同上		0
	410	3	安孫子 雅浩	24.08.26	第11回民主党東北地方自治体協議議員フォーラム総会・研修会参加	5,000	100%	・政務調査以外の目的併存 ・宿泊費は主催者負担であることから民主党の集金であることは明らか ・フォーラム後には飲食を伴う懇親会(交流会)が開催されている。 ・少なくとも実費との差額(10%)は違法 ・.50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)	甲F1、丙F25	50%	2,500		同上		・震災復興政策等に関する研修会であり、仙台市政と密接な関連性がある。(第1準備書面10頁、第4準備書面1頁～) ・民主党所属議員以外も参加可能な研修会であり、宿泊費も積み立てた会費から支出しており、民主党の集金ではない。(第1準備書面10頁、第2準備書面11頁) ・懇親会は研修終了後の開催であり、かつ、政務調査費からは一切支出していない。(第4準備書面2頁)。 ・旅費条例に基づく支出は元費差費の防止や事務手続きの簡素化等の合理性があり適法。(第1準備書面3頁～)	丙F24 丙F25 丙F117	2,500	

総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	原告					被告ら					裁判所
							主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	便渡・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠	
411	4	岡本 あき子	24.08.28	第11回民主党東北地方自治体協議議員フォーラム総会・研修会参加	5,000	100%	同上		50%	2,500		同上		—	同上	同上	2,500
412	5	木村 耕好	24.08.28	第11回民主党東北地方自治体協議議員フォーラム総会・研修会参加	5,000	100%	同上		50%	2,500		同上		—	同上	同上	2,500
	小計				99,352					29,676							7,500
413	1	市民フォーラム仙台	24.05.31	4月分コピー代	18,546	100%	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室は一般的外形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく備止めにならない ・50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2) 	丙F30	50%	9,273		便渡、支出額は認め、違法性は争う。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室はもっぱら政務調査活動の拠点として使用している。(第1準備書面4頁、第2準備書面3頁～、第4準備書面3頁～) ・会派控室では後援会活動、選挙活動、政党活動等に使用することを禁止している。(第1準備書面4頁、第2準備書面4頁～) ・会派と政党は異なり、会派が政党活動や後援会活動等を行うことはそもそも想定しえない。(第2準備書面2頁～) ・議員が明示のルールに違反した場合には信頼関係が喪失され、会派からの職脱を余儀なくされる極めて重大な事柄である。(第2準備書面13頁) 	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	9,273
414	2	市民フォーラム仙台	24.07.02	5月分コピー代	22,841	100%	同上		50%	11,420		同上		—	同上	同上	11,420
415	3	市民フォーラム仙台	24.07.31	6月分コピー代	26,869	100%	同上		50%	13,434		同上		—	同上	同上	13,434
416	4	市民フォーラム仙台	24.08.20	会派ニュース2012年春号追加作成	16,800	100%	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・会派ニュースはいわば補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙であるところ、上記広報誌には、会派の基本政策及び会派や所属議員の紹介等が掲載されており、掲載されている情報の全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとはそれ以外のものに差別することも現実的には困難である。そうすると、上記広報誌の作成に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。 (平成28年10月12日付準備書面1) 	丙F30	50%	8,400		同上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌は会派の基本政策や仙台市政、政務調査活動などを市民に広報したり、意見聴取などの広報活動のために発行しており、政党活動、後援会活動、選挙活動等に関する記述はなく按分不要。(第1準備書面4頁～、同13頁～、第2準備書面14頁) ・広報広聴活動は市民の意見等を把握し議会に反映させるための前提となる活動であり、極めて重要な政務調査活動。(第2準備書面14頁) ・手引書においても明示的に政務調査費から支出可能と認められている。(第1準備書面5頁) ・常に按分を要することとなれば広報広聴活動が抑制的となり、政務調査費制度の趣旨に反する。(第1準備書面5頁) ・会派や所属議員の紹介を必要限度において記述することも、広報広聴活動の一環として極めて重要。(第2準備書面15頁) 	丙F29	8,400
417	5	市民フォーラム仙台	24.08.31	7月分コピー代	11,768	100%	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室は一般的外形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく備止めにならない ・50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2) 		50%	5,884		同上	—	資料作成費No.1と同様。	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	5,884
418	6	市民フォーラム仙台	24.09.07	研修会資料印刷 振込手数料	8,505	100%	同上		50%	4,252		同上		—	同上	同上	0
419	7	市民フォーラム仙台	24.10.01	8月分コピー代	58,817	100%	同上		50%	29,408		同上		—	同上	同上	29,408
420	8	市民フォーラム仙台	24.10.05	コピー代	672	100%	同上		50%	336		同上		—	同上	同上	0

原告										被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	使途・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠	認容額
421	9	市民フォーラム仙台	24.10.29	のり付けパネル、パネル、セロハンテープ	4,748	100%	・予算、決算等特別委員会などの質問時に使用するパネルにつき、質問それ自体については政務調査活動とは無関係である。 ・当該パネルについても、印刷は不鮮明であり詳細は定かではないものの、少なくとも当該質問のために作成されたものであるところ、係る質問は正に議員本来の活動に他ならないことから、当該パネルについても政務調査活動と関連性を有さないことは明らかである。 ・50%を超える部分は違法。 (平成29年5月29日付準備書面2)	丙120、121	50%	2,374		同上		—	・議会質問時に使用するパネルの作成費用であり、議会の審議の充実・活性化に資するための支出であり、政務調査費制度の趣旨に合致するものであるから按分不要。(第1準備書面14頁、第2準備書面15頁～、第4準備書面4頁)	丙F120 丙F121	0
422	10	市民フォーラム仙台	24.10.31	9月分コピー代	29,667	100%	・会派控室は一般的に外形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく禁止にならない ・50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)		50%	14,833		同上		—	資料作成費No.1と同様。	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	14,833
423	11	市民フォーラム仙台	24.11.30	10月分コピー代	22,893	100%	同上		50%	11,346		同上		—	同上	同上	11,346
424	12	市民フォーラム仙台	24.12.07	会派のニュース2012冬号Z折加工	145,992	100%	・会派ニュースはいわば補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙であるところ、上記広報誌には、会派の基本政策及び会派や所属議員の紹介等が掲載されており、掲載されている情報の全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である。そうすると、上記広報誌の作成に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。 (平成29年10月12日付準備書面1)	丙F29	50%	72,996		同上		—	資料作成費No.4と同様。	丙F29	72,996
425	13	市民フォーラム仙台	25.01.04	11月分コピー代	14,323	100%	・会派控室は一般的に外形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく禁止にならない ・50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2)		50%	7,161		同上		—	資料作成費No.1と同様。	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	7,161
426	14	市民フォーラム仙台	25.01.31	12月分コピー代	19,931	100%	同上		50%	9,965		同上		—	同上	同上	9,965
427	15	市民フォーラム仙台	25.02.28	1月分コピー代	10,837	100%	同上		50%	5,418		同上		—	同上	同上	5,418
428	16	市民フォーラム仙台	25.04.01	2月分コピー代	28,678	100%	同上		50%	14,339		同上		—	同上	同上	14,339
429	17	市民フォーラム仙台	25.04.30	3月分コピー代	27,162	100%	同上		50%	13,581		同上		—	同上	同上	13,581

総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	原告				被告ら				裁判所	
							主張の骨子	証拠	違法事 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	使途・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	違法事 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠
430	18	安孫子 雅浩	24.12.21	会派ニュース 最終頁のデザイン料	16,800	100%	・会派ニュースはいわば補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙であるところ、上記広報誌には、会派の基本政策及び会派や所属議員の紹介等が掲載されており、掲載されている情報の全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとそれ以外のものに峻別することも現実的には困難である。そうすると、上記広報誌の作成に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。 ・補助参加人市民フォーラム仙台の会派ニュースについて、①所属議員らの顔写真、選挙区、②補助参加人市民フォーラム仙台のホームページアドレス、メールアドレス、会派の基本政策、④所属議員らの政務調査とは無関係な活動報告(写真付)等が数多く掲載されており、上記趣旨が正に当てはまる。 (平成28年10月12日付準備書面1)	丙F31～34	50%	8,400		同上	—	資料作成費No.4と同様。	丙F31	8,400
431	19	安孫子 雅浩	24.12.26	議会活動レポート2012年冬号カラー8ページ取材、編集、政策、印刷代	892,500	100%	同上	丙F31～34	50%	446,250		同上	—	同上	丙F32	446,250
432	20	安孫子 雅浩	24.12.27	会派ニュース冬号	64,211	100%	同上	丙F31～34	50%	32,105		同上	—	同上	丙F31	32,105
433	21	安孫子 雅浩	25.01.17	市政活動報告印刷代	45,360	100%	同上	丙F31～34	50%	22,680		同上	—	同上	丙F33	22,680
434	22	安孫子 雅浩	25.02.28	会派合同チラシ制作代	13,400	100%	同上	丙F31～34	50%	6,700		同上	—	同上	丙F34	6,700
435	23	安孫子 雅浩	25.03.16	会派ニュース春号製作代 搬込手数料	268,650	100%	同上	丙F31～34	50%	134,325		同上	—	同上	丙F34	134,325
436	24	岡本 あき子	24.09.24	市議会市民フォーラム市政報告印刷代	369,600	100%	同上	丙F35～39	50%	184,800		同上	—	同上	丙F35	184,800
437	25	岡本 あき子	24.10.04	市政報告用資料印刷 搬込手数料	68,670	100%	同上	丙F35～39	50%	34,335		同上	—	同上	丙F36	0
438	26	岡本 あき子	24.12.04	会派のニュース2012冬号印刷 搬込手数料	186,214	100%	同上	丙F35～39	50%	93,107		同上	—	同上	丙F37	93,107
439	27	岡本 あき子	25.03.05	市政報告ニュース印刷代 搬込手数料	294,210	100%	同上	丙F35～39	50%	147,105		同上	—	同上	丙F38	147,105
440	28	岡本 あき子	25.03.15	会派ニュース春号印刷代 搬込手数料	430,010	100%	同上	丙F35～39	50%	215,005		同上	—	同上	丙F39	215,005
441	29	加藤 けんいち	24.04.04	会派ニュース2012春号印刷 搬込手数料含む	66,990	100%	同上	丙F40～45	50%	33,495		同上	—	同上	丙F40	33,495
442	30	加藤 けんいち	24.05.02	市政活動報告印刷 搬込手数料含む	92,820	100%	同上	丙F40～45	50%	46,410		同上	—	同上	丙F41	46,410
443	31	加藤 けんいち	24.08.07	市政活動報告印刷代 搬込手数料	224,280	100%	同上	丙F40～45	50%	112,140		同上	—	同上	丙F42	112,140
444	32	加藤 けんいち	24.10.29	政治活動報告11月号印刷	102,270	100%	同上	丙F40～45	50%	51,135		同上	—	同上	丙F43	51,135
445	33	加藤 けんいち	24.11.30	会派のニュース2012冬号印刷 搬込手数料	295,834	100%	同上	丙F40～45	50%	147,917		同上	—	同上	丙F44	147,917
446	34	加藤 けんいち	24.12.27	市政活動報告印刷代 搬込手数料	202,860	100%	同上	丙F40～45	50%	101,430		同上	—	同上	丙F45	101,430
447	35	木村 勝好	24.05.25	会派ニュース5月号印刷	92,400	100%	同上	丙F47～49	50%	46,200		同上	—	同上	丙F46	46,200

院番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	原告					被告ら				裁判所	
							主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	提出を求めた資 料への認 否	提出を求めた資 料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠	認容額
448	36	木村 勝好	24.11.28	会派のニュースの説明文書印刷代	32,760	100%	同上	丙F47~49	50%	16,380		同上			同上	丙F47	16,380
449	37	木村 勝好	24.12.03	会派のニュース2012冬号印刷	137,284	100%	同上	丙F47~49	50%	68,642		同上			同上	丙F48	68,642
450	38	木村 勝好	25.03.19	会派ニュース春号製作代 搬込手数料	159,725	100%	同上	丙F47~49	50%	79,862		同上			同上	丙F49	79,862
451	39	日下 富士夫	24.07.17	市政報告東区版2012年夏号 号作成費	446,250	100%	同上	丙F50~53	50%	223,125		同上			同上	丙F50	223,125
452	40	日下 富士夫	24.12.04	会派のニュース2012冬号印刷	186,004	100%	同上	丙F50~53	50%	93,002		同上			同上	丙F51	93,002
453	41	日下 富士夫	25.01.08	市政活動報告2013年春号 印刷代	446,250	100%	同上	丙F50~53	50%	223,125		同上			同上	丙F52	223,125
454	42	日下 富士夫	25.03.21	会派ニュース春号製作代 38000部	756,200	100%	同上	丙F50~53	50%	378,100		同上			同上	丙F53	378,100
455	43	佐藤 わか子	24.12.11	市政報告レポート代	243,600	100%	同上	丙F54、55	50%	121,800		同上			同上	丙F54	121,800
456	44	佐藤 わか子	25.03.19	会派ニュース春号製作代 14000部	278,600	100%	同上	丙F54、55	50%	139,300		同上			同上	丙F55	139,300
457	45	渡辺 敬信	24.04.24	会派ニュース 増刷分	120,015	100%	同上	丙F56~59	50%	60,007		同上			同上	丙F56	60,007
458	46	渡辺 敬信	24.11.30	会派のニュース2012冬号印刷 搬込手数料	795,214	100%	同上	丙F56~59	50%	397,607		同上			同上	丙F57	397,607
459	47	渡辺 敬信	25.01.17	市政活動レポート作成代	257,250	100%	同上	丙F56~59	50%	128,625		同上			同上	丙F58	128,625
460	48	渡辺 敬信	25.03.21	会派ニュース春号製作代 68000部	1,353,200	100%	同上	丙F56~59	50%	676,600		同上			同上	丙F59	676,600
461	49	渡辺 公一	24.11.30	会派のニュース2012冬号印刷 搬込手数料	352,763	100%	同上	丙F60、61	50%	176,381		同上			同上	丙F60	176,381
462	50	渡辺 公一	25.03.15	会派ニュース春号印刷代 搬込手数料	612,931	100%	同上	丙F60、61	50%	306,465		同上			同上	丙F61	306,465
463	51	小野寺 健	24.04.30	市政活動報告印刷代	300,000	100%	同上	丙F62~67	50%	150,000		同上			同上	丙F62	150,000
464	52	小野寺 健	24.05.01	市政活動報告印刷代	200,000	100%	同上	丙F62~67	50%	100,000		同上			同上	丙F63	100,000
465	53	小野寺 健	24.07.11	市政活動報告印刷代 振り 込み手数料	200,210	100%	同上	丙F62~67	50%	100,105		同上			同上	丙F64	100,105
466	54	小野寺 健	24.12.07	市政活動報告印刷代 搬込 手数料	55,031	100%	同上	丙F62~67	50%	27,515		同上			同上	丙F65	27,515
467	55	小野寺 健	24.12.21	会派のニュース2012冬号印刷 搬込手数料	76,594	100%	同上	丙F62~67	50%	38,297		同上			同上	丙F66	38,297
468	56	小野寺 健	25.04.02	市政活動報告印刷 搬込手 数料	26,775	100%	同上	丙F62~67	50%	13,387		同上			同上	丙F67	13,387
	小計				11,232,584					5,616,284							5,616,284

原告										被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (報告主張)	請求額	提出を求める資料	便宜・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠	認容額
473	5	市民フォーラム仙台	24.06.11	HP維持管理 5月分 (振込手数料105円含む)	8,105	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・補助参加人市民フォーラム仙台のホームページについては、以下のとおり会派の宣伝的要素を多分に含むものである。 ① ページ表題下の記載には、特設補助参加人市民フォーラム仙台の政策に触れるものではなく、むしろ、「市民フォーラム仙台はこうした活動を通じ、これからは市民生活の向上と仙台市の発展をはかってまいります」との政策公約的記載が主となっている。 ② 所属議員の顔写真が掲載されており、名前欄をクリックすると各議員のホームページにリンクされる。議員個人のホームページは個人の宣伝的要素が強いものであるから、補助参加人市民フォーラム仙台のホームページもこれらの議員個人の宣伝に大きく寄与する構成となっている。 ③ さらに、本ホームページには、民主党宮城連、民主党HPへのリンクが掲載されており、民主党の政策を強く宣伝する構成となっており、政党活動の要素も強い。∴50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1) 	丙F101	50%	4,052		同上		—	広報広聴費No.1と同様。	丙F101	4,052
474	6	市民フォーラム仙台	24.06.20	フレッツ光回線 6月分(5月利用分)	6,820	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室は一般的外形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく禁止にならない ∴50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2) 		50%	3,310		同上		—	広報広聴費No.2と同様。	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	3,310
475	7	市民フォーラム仙台	24.06.28	5月分利用料	2,415	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVについては、その性質上、会派の行う調査研究以外にも、議員が会派から独立して個人で行う調査研究をはじめ、多様な議員活動において多種多様に用いることができる極めて汎用性の高いものである。さらに、議会中継を録音することそのものは政務調査活動は無関係であり、議員本来の活動である議会活動に関連するものである。他方、議会録音を政務調査活動に活用した事例については何ら具体的な主張はない。 ・CATVについては、一般的に外形的に政務調査活動以外への使用も可能なものであって、実際にそのような使用をしていたと推すべきである。 ∴50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1) 		50%	1,207		同上		—	広報広聴費No.4と同様。	丙F100	0
476	8	市民フォーラム仙台	24.07.09	プロバイダ 6月分(4月利用分)	1,365	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室は一般的外形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく禁止にならない ∴50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2) 		50%	682		同上		—	広報広聴費No.2と同様。	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	682

戦番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	使途・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	被告ら		裁判所	
														違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論		証拠
619	151	日下 富士夫	25.03.31	会派ニュース 2013年春号 送付用 袋て名ラベル	4,335	100%	同上	丙F50～53	50%	2,167		同上		同上			
620	152	佐藤 わか子	24.10.20	袋て名ラベル代 わか子レ ポート用	9,350	100%	同上	丙F54.5 5	50%	4,675		同上		同上		同上	2,167
621	153	佐藤 わか子	24.11.09	ラベルシール代 市政報告 会送付	4,200	100%	同上	丙F54.5 5	50%	2,100		同上		同上		同上	4,675
622	154	佐藤 わか子	24.11.26	折り込み代	2,100	100%	同上	丙F54.5 5	50%	1,050		同上		同上		同上	2,100
623	155	佐藤 わか子	24.11.26	市政報告レポート テラシ 折り込み料 7,150	26,276	100%	同上	丙F54.5 5	50%	13,138		同上		同上		同上	1,050
624	156	佐藤 わか子	24.12.11	市政報告費郵送料 1,482	94,848	100%	同上	丙F54.5 5	50%	47,424		同上		同上		同上	13,138
625	157	佐藤 わか子	24.12.26	配布代 内職代	416,580	100%	同上	丙F54.5 5	50%	208,290		同上		同上		同上	47,424
626	158	佐藤 わか子	25.03.27	会派ニュース ポスティング 代 140,000部	173,460	100%	同上	丙F54.5 5	50%	86,730		同上		同上		同上	208,290
627	159	渡辺 敬信	24.05.11	会派ニュース 2012年春号 送付 1,052通	84,160	100%	同上	丙F56～59	50%	42,080		同上		同上		同上	86,730
628	160	渡辺 敬信	24.12.26	ポスティング代	484,307	100%	同上	丙F56～59	50%	242,153		同上		同上		同上	42,080
629	161	渡辺 敬信	25.01.13	別納郵便 @90円×832通	74,880	100%	同上	丙F56～59	50%	37,440		同上		同上		同上	242,153
630	162	渡辺 敬信	25.01.25	市民フォーラム仙台市政活 動報告 ポスティング代	257,035	100%	同上	丙F56～59	50%	128,517		同上		同上		同上	37,440
631	163	渡辺 公一	25.01.07	会派ニュース 2012年冬号 ポスティング代(揮込手数料 525円含む)	238,262	100%	同上	丙F60.6 1	50%	119,131		同上		同上		同上	128,517
632	164	渡辺 公一	25.03.29	会派ニュース 25年春号 ポスティング代 17,135部 (揮込手数料525円含む)	378,729	100%	同上	丙F60.6 1	50%	189,364		同上		同上		同上	119,131
	小計				11,988,694					5,994,312							189,364
																	5,789,780
633	1	市民フォーラム仙台	24.02.22	調査研究活動の補助	66,180	100%	・会派控室雇用職員の人件費については、会派控室で 主張したことが当てはまる。 ・補助参加人市民フォーラム仙台は、当該各支出に係る 職員は、会派の庶務などには一切関わっていない旨主 張するが、仙台高判H286.22が判示するところの「当該業 務が実際に調査研究活動に該当するものであることを 判別し得る程度に、業務の具体的な内容及びこれに従 事した日程等」を明らかにしない。 ・常勤職員との職務の境目は必ずしも明確に区別されて いなかったといえる。 ・雇用契約書(丙F70.122)及び勤務表(丙F123)は 当該職員の職務等を客観的に明らかにするものではな い。 ∴50%を超える部分は違法 (平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日 付準備書面2)		50%	33,090		使途、支 出額は認 め、違法 性は争う。			・政務調査活動の補助業務のために雇用した非 常勤職員であり、週3日勤務し、政務調査費に 関する資料の整理等、専ら政務調査活動の補 助業務に従事し、会派の庶務には関わっていない。 (第1準備書面17頁～、第4準備書面5頁) ・雇用契約書上も従事業務として「政務調査活 動の補助」と明記されている(もう1名の職員との 雇用契約書では「事務全般」と記載され、明確に 区別されている)。(第2準備書面18頁～) ・政務調査の補助業務に携わった日程は勤務表 (丙F123)から明らか。(第2準備書面19頁)	丙F1 丙F70 丙F122 丙F123	33,090
634	2	市民フォーラム仙台	24.04.20	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上		50%	33,090		同上		同上		同上	33,090
635	3	市民フォーラム仙台	24.04.23	調査研究活動の補助	1,600	100%	同上		50%	800		同上		同上		同上	800
636	4	市民フォーラム仙台	24.05.21	調査研究活動の補助	7,500	100%	同上		50%	3,750		同上		同上		同上	3,750
637	5	市民フォーラム仙台	24.05.21	調査研究活動の補助	85,398	100%	同上		50%	42,699		同上		同上		同上	42,699
638	6	市民フォーラム仙台	24.06.21	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上		50%	33,090		同上		同上		同上	33,090
639	7	市民フォーラム仙台	24.07.20	調査研究活動の補助	121,492	100%	同上		50%	60,746		同上		同上		同上	60,746
640	8	市民フォーラム仙台	24.07.29	調査研究活動の補助	1,600	100%	同上		50%	800		同上		同上		同上	800
641	9	市民フォーラム仙台	24.08.10	調査研究活動の補助	4,000	100%	同上		50%	2,000		同上		同上		同上	2,000
642	10	市民フォーラム仙台	24.08.11	調査研究活動の補助	3,200	100%	同上		50%	1,600		同上		同上		同上	1,600
643	11	市民フォーラム仙台	24.08.14	調査研究活動の補助	3,200	100%	同上		50%	1,600		同上		同上		同上	1,600
644	12	市民フォーラム仙台	24.08.22	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上		50%	33,090		同上		同上		同上	33,090

総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	原告						被告ら				裁判所
								証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	提出を求めた資料への回答	提出を求める資料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論		証拠	
645	13	市民フォーラム仙台	24.09.08	調査研究活動の補助	2,400	100%	同上			50%	1,200		同上		—	人件費No.3と同様	丙F71～ 丙F89、 丙F91～	1,200
646	14	市民フォーラム仙台	24.09.21	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上			50%	33,090		同上		—	人件費No.1と同様	丙F71 丙F70 丙F122 丙F123	33,090
647	15	市民フォーラム仙台	24.10.19	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上			50%	33,090		同上		—	同上	同上	33,090
648	16	市民フォーラム仙台	24.10.27	調査研究活動の補助	1,600	100%	同上			50%	800		同上		—	人件費No.3と同様	丙F71～ 丙F89、 丙F91～	800
649	17	市民フォーラム仙台	24.11.21	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上			50%	33,090		同上		—	人件費No.1と同様	丙F71 丙F70 丙F122 丙F123	33,090
650	18	市民フォーラム仙台	24.12.16	調査研究活動の補助	3,200	100%	同上			50%	1,600		同上		—	人件費No.3と同様	丙F71～ 丙F89、 丙F91～	1,600
651	19	市民フォーラム仙台	24.12.17	調査研究活動の補助	4,000	100%	同上			50%	2,000		同上		—	同上	同上	2,000
652	20	市民フォーラム仙台	24.12.18	調査研究活動の補助	1,600	100%	同上			50%	800		同上		—	同上	同上	800
653	21	市民フォーラム仙台	24.12.21	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上			50%	33,090		同上		—	人件費No.1と同様	丙F71 丙F70 丙F122 丙F123	33,090
654	22	市民フォーラム仙台	25.01.21	調査研究活動の補助	66,180	100%	同上			50%	33,090		同上		—	同上	同上	33,090
655	23	市民フォーラム仙台	25.03.22	調査研究活動の補助	110,055	100%	同上			50%	55,027		同上		—	同上	同上	55,027
656	24	岡本あき子	25.03.18	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	・会派ニュースはいわば補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙であるところ、上記広報誌には、会派の基本政策及び会派や所属議員の紹介等が掲載されており、掲載されている情報の全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である。そうすると、上記広報誌の作成に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。 ・補助参加人市民フォーラム仙台の会派ニュースについて、①所属議員らの顔写真、選挙区、②補助参加人市民フォーラム仙台のホームページアドレス、メールアドレス、会派の基本政策、③所属議員らの政務調査とは無関係な活動報告(写真付)等が数多く掲載されており、上記趣旨が正に当てはまる。 (平成28年10月12日付準備書面1)	丙F35～ 39	50%	2,400		同上		—	人件費No.3と同様	丙F71～ 丙F89、 丙F91～	2,400	
657	25	岡本あき子	25.03.18	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	同上			50%	2,400		同上		—	同上	同上	2,400
658	26	岡本あき子	25.03.18	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	同上			50%	2,400		同上		—	同上	同上	2,400
659	27	岡本あき子	25.03.18	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,660	100%	同上			50%	2,830		同上		—	同上	同上	2,830
660	28	岡本あき子	25.03.18	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,200	100%	同上			50%	2,600		同上		—	同上	同上	2,600
661	29	岡本あき子	25.03.21	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	同上			50%	2,400		同上		—	同上	同上	2,400
662	30	岡本あき子	25.03.21	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,660	100%	同上			50%	2,830		同上		—	同上	同上	2,830
663	31	岡本あき子	25.03.21	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,200	100%	同上			50%	2,600		同上		—	同上	同上	2,600
664	32	岡本あき子	25.03.26	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,660	100%	同上			50%	2,830		同上		—	同上	同上	2,830
665	33	岡本あき子	25.03.26	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	同上			50%	2,400		同上		—	同上	同上	2,400
666	34	岡本あき子	25.03.26	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	同上			50%	2,400		同上		—	同上	同上	2,400
667	35	岡本あき子	25.03.26	会派ニュース発送作業アルバイト代	4,800	100%	同上			50%	2,400		同上		—	同上	同上	2,400
668	36	岡本あき子	25.03.26	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,280	100%	同上			50%	2,640		同上		—	同上	同上	2,640
669	37	岡本あき子	25.03.26	会派ニュース発送作業アルバイト代	5,200	100%	同上			50%	2,600		同上		—	同上	同上	2,600
670	38	木村勝好	24.12.10	会派ニュース発送作業アルバイト代	20,000	100%	同上			50%	10,000		同上		—	同上	同上	10,000
671	39	木村勝好	24.12.10	会派ニュース発送作業アルバイト代	16,000	100%	同上			50%	8,000		同上		—	同上	同上	8,000
672	40	木村勝好	24.12.10	会派ニュース発送作業アルバイト代	10,400	100%	同上			50%	5,200		同上		—	同上	同上	5,200

総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	原告				被告ら				裁判所
								証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求める資料	使途・支出額への認否	提出を求める資料に対する応答	違法率 (仮定的)	主張の骨子への反論	
673	41	木村勝好	24.12.10	会派ニュース発送作業アルバイト代	3,600	100%	同上	丙F47～49	50%	1,800		同上		同上		1,800
674	42	日下富士夫	25.01.25	活動報告新巻号(東区版)発送作業アルバイト代	6,400	100%	同上	丙F50～53	50%	3,200		同上		同上		3,200
675	43	日下富士夫	25.01.26	活動報告新巻号(東区版)発送作業アルバイト代	6,400	100%	同上	丙F50～53	50%	3,200		同上		同上		3,200
676	44	日下富士夫	25.01.27	活動報告新巻号(東区版)発送作業アルバイト代	800	100%	同上	丙F50～53	50%	400		同上		同上		400
677	45	日下富士夫	25.01.28	活動報告新巻号(東区版)発送作業アルバイト代	1,600	100%	同上	丙F50～53	50%	800		同上		同上		800
678	46	日下富士夫	25.02.17	活動報告新巻号(東区版)発送作業アルバイト代	1,600	100%	同上	丙F50～53	50%	800		同上		同上		800
679	47	日下富士夫	25.03.23	会派活動報告資料作成アルバイト代	1,600	100%	同上	丙F50～53	50%	800		同上		同上		800
	小計				1,086,325					543,162				同上		800
																543,162
680	1	市民フォーラム仙台	24.04.23	レバーリングファイル8冊	3,654	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室は一般的形的に広く政務調査以外の目的に使用されている。 ・政務調査外の目的にも使用可能であり目的併存 ・政務調査活動に限定している裏付け資料なし ・申し合わせ事項は何らサンクション等なく歯止めにならない ・50%を超える部分は違法(平成28年10月12日付準備書面1、同29年5月29日付準備書面2) 	50%	1,827		使途、支出額は認め、違法性は争う。			<ul style="list-style-type: none"> ・会派控室はもっぱら政務調査活動の拠点として使用している。(第1準備書面4頁、同19頁、第2準備書面3頁～、第4準備書面3頁～) ・会派控室では後援会活動、選挙活動、政党活動等に使用することを禁止している。(第1準備書面4頁、第2準備書面4頁～) ・会派と政党は異なり、会派が政党活動や後援会活動等を行うことはそもそも想定しえない。(第2準備書面2頁～) ・議員が明示のルールに違反した場合には信頼関係が喪失され、会派からの離脱を余儀なくされる極めて重大な事態である。(第2準備書面13頁) 	<ul style="list-style-type: none"> 丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124 	1,827
681	2	市民フォーラム仙台	24.05.07	トナー、ドラムカートリッジ	91,192	100%	同上		50%	45,596		同上		同上		45,596
682	3	市民フォーラム仙台	24.05.10	パソコンサポート費	15,105	100%	同上		50%	7,552		同上		同上		7,552
683	4	市民フォーラム仙台	24.05.15	ゴム印	630	100%	同上		50%	315		同上		同上		315
684	5	市民フォーラム仙台	24.05.17	修正テープ、カートリッジ	2,363	100%	同上		50%	1,181		同上		同上		1,181
685	6	市民フォーラム仙台	24.05.23	4月分電話代	843	100%	同上		50%	421		同上		同上		421
686	7	市民フォーラム仙台	24.05.28	マウス、ローラーケシボン、定規、ファイル	5,895	100%	同上		50%	2,947		同上		同上		2,947
687	8	市民フォーラム仙台	24.06.14	職員録	500	100%	同上		50%	250		同上		同上		250
688	9	市民フォーラム仙台	24.06.20	5月分電話代	1,554	100%	同上		50%	777		同上		同上		777
689	10	市民フォーラム仙台	24.06.27	ナンバーリング、ファイルその他事務用品	18,163	100%	同上		50%	9,081		同上		同上		9,081
690	11	市民フォーラム仙台	24.07.11	切手	120	100%	同上		50%	60		同上		同上		60
691	12	市民フォーラム仙台	24.07.25	6月分電話代	951	100%	同上		50%	475		同上		同上		475
692	13	市民フォーラム仙台	24.08.03	パソコンサポート費	6,105	100%	同上		50%	3,052		同上		同上		3,052
693	14	市民フォーラム仙台	24.08.22	7月分電話代	1,648	100%	同上		50%	824		同上		同上		824
694	15	市民フォーラム仙台	24.09.03	資料送付	600	100%	同上		50%	300		同上		<ul style="list-style-type: none"> ・会派ニュースの送付費用。(第1準備書面19頁) ・広報紙は会派の基本政策や仙台市政、政務調査活動などを市民に広報したり、意見聴取などの広報活動のために発行しており、政党活動、後援会活動、選挙活動等に關する記述は全く按分不要。(第1準備書面4頁～、同19頁～、第2準備書面14頁) ・広報広聴活動は市民の意見等を把握し議会に反映させるための前提となる活動であり、極めて重要な政務調査活動。(第2準備書面14頁) ・手引書においても明示的に政務調査費から支出可能と認められている。(第1準備書面5頁) ・常に按分を要することとなれば広報広聴活動が抑制的となり、政務調査費制度の趣旨に反する。(第1準備書面5頁) ・会派や所属議員の紹介を必要限度において記述することも広報広聴活動の一環として極めて重要。(第2準備書面15頁) 		300

総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	提出を求めた資料	使用・支出額への認否	提出を求めた資料に対する応答	違法率 (仮定的)	被告ら		裁判所
															主張の骨子への反論	証拠	
695	16	市民フォーラム仙台	24.09.05	サポート代、セキュリティソフト設定	24,905	100%	同上		50%	12,452		同上		—	事務費No.1と同様。	丙F1 丙F102 丙F103 丙F104 丙F124	12,452
696	17	市民フォーラム仙台	24.09.06	はがき20枚	1,000	100%	同上		50%	500		同上		—	同上	同上	500
697	18	市民フォーラム仙台	24.09.19	8月分電話代	1,839	100%	同上		50%	919		同上		—	同上	同上	919
698	19	市民フォーラム仙台	24.09.27	兼ペン、付箋、コピー用紙	700	100%	同上		50%	350		同上		—	同上	同上	350
699	20	市民フォーラム仙台	24.10.05	パソコンサポート費	9,105	100%	同上		50%	4,552		同上		—	同上	同上	4,552
700	21	市民フォーラム仙台	24.10.24	9月分電話料	518	100%	同上		50%	259		同上		—	同上	同上	259
701	22	市民フォーラム仙台	24.11.19	パソコンセットアップ、サポート費	21,105	100%	同上		50%	10,552		同上		—	同上	同上	10,552
702	23	市民フォーラム仙台	24.11.21	10月分電話料	832	100%	同上		50%	416		同上		—	同上	同上	416
703	24	市民フォーラム仙台	24.11.27	コピー用紙	124	100%	同上		50%	62		同上		—	同上	同上	62
704	25	市民フォーラム仙台	24.12.13	パソコンサポート費(搬送手数料込)	3,105	100%	同上		50%	1,552		同上		—	同上	同上	1,552
705	26	市民フォーラム仙台	24.12.21	11月分電話料	1,832	100%	同上		50%	916		同上		—	同上	同上	916
706	27	市民フォーラム仙台	24.12.27	サインペン、メモ20冊、消しゴム、のり等	2,987	100%	同上		50%	1,493		同上		—	同上	同上	1,493
707	28	市民フォーラム仙台	24.12.27	インクカートリッジ、ブラックケーブル	3,011	100%	同上		50%	1,505		同上		—	同上	同上	1,505
708	29	市民フォーラム仙台	24.12.27	USBメモリー	2,760	100%	同上		50%	1,380		同上		—	同上	同上	1,380
709	30	市民フォーラム仙台	25.01.21	12月分電話料	509	100%	同上		50%	254		同上		—	同上	同上	254
710	31	市民フォーラム仙台	25.01.28	ステイックの切	785	100%	同上		50%	392		同上		—	同上	同上	392
711	32	市民フォーラム仙台	25.02.25	1月分電話料	725	100%	同上		50%	362		同上		—	同上	同上	362
712	33	市民フォーラム仙台	25.02.25	パソコンサポート費(搬送手数料込)	15,105	100%	同上		50%	7,552		同上		—	同上	同上	7,552
713	34	市民フォーラム仙台	25.02.27	コピー用紙	138	100%	同上		50%	69		同上		—	同上	同上	69
714	35	市民フォーラム仙台	25.02.28	キャビネット2台、保管庫1	152,670	100%	同上		50%	76,335		同上		—	同上	同上	76,335
715	36	市民フォーラム仙台	25.03.15	インクカートリッジ、USBメモリー、パンチ等	35,311	100%	同上		50%	17,655		同上		—	同上	同上	17,655
716	37	市民フォーラム仙台	25.03.25	プリンター前面印刷ユニット	54,495	100%	同上		50%	27,247		同上		—	同上	同上	27,247
717	38	市民フォーラム仙台	25.03.27	リング式ファイル用リフィル、紙袋、A4ファイル	3,976	100%	同上		50%	1,988		同上		—	同上	同上	1,988
718	39	市民フォーラム仙台	25.03.27	はりどる、マックス、付箋、収納ボックス等	2,614	100%	同上		50%	1,307		同上		—	同上	同上	1,307
719	40	市民フォーラム仙台	25.03.27	2月分電話料	1,013	100%	同上		50%	506		同上		—	同上	同上	506
720	41	市民フォーラム仙台	25.04.19	3月分電話料	1,502	100%	同上		50%	751		同上		—	同上	同上	751
721	42	市民フォーラム仙台	25.04.30	DVD-R、CDぶらケース、クリアホルダー等	4,676	100%	同上		50%	2,338		同上		—	同上	同上	2,338
722	46	渡辺公一	24.08.27	80円切手10枚資料送付	800	100%	*会派ニュースはいわば補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙であるところ、上記広報誌には、会派の基本政策及び会派や所属議員の紹介等が掲載されており、掲載されている情報の全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である。そうすると、上記広報誌の作成に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。 *補助参加人市民フォーラム仙台の会派ニュースについて、①所属議員らの顔写真、選挙区、②補助参加人市民フォーラム仙台のホームページアドレス、メールアドレス、会派の基本政策、③所属議員らの政務調査とは無関係な活動報告(写真付)等が数多く掲載されており、上記趣旨が正に当てはまる。 (平成28年10月12日付準備書面1)	丙F60.6 1	50%	400		同上		—	事務費No.15と同様。		400
小計					497,463					248,721							248,721
合計					28,406,848					13,701,050							12,250,450

(別紙18)

第14 補助参加人復興仙台関係

1 調査研究費(旅費規程によるもの)

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告			被告ら				裁判所		
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
723	1	鈴木勇治 岡部恒司 庄司俊充 佐々木剛道 柿沼敏万 速辺博 跡部薫	24.05.30 ～ 24.05.31	(視察先) 静岡県地震防災センター、千代田区立千代田図書館の視察 (視察内容) ・県民、市民への防災啓発について ・コンシェルジュサービスについて、WEB図書館について	425,480	100%	・多人数で行く必要はない。 ・50%を超える部分は違法 ・少なくとも実費との差額(10%)が違法(断状別紙)		50%	212,740	支出は認めるが、違法性は争う。	旅費条例に基づき定額方式には、事務処理の合理化・簡素化というメリットがあること、旅費条例は国家公務員等の旅費に関する法律を踏襲して制定されたものであること、旅費条例に基づき算出される旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費に基づき算出されるものであり標準的な実費の範囲内といいうこと、実際問題としても常に実額との間で多額の差異が生じるものではないこと等を考慮すれば、本件定額方式に合理性が認められることは明らかである。(第1準備書面) 多数で視察・調査を行うことにより、会派全員で認識を共有し、調査結果を踏まえ様々な視点から議論を深めていくことは、会派の意思形成過程において極めて重要であり、必要性・有益性は高い。また、本件条例等においても、多数で視察・調査を行うことを制約していない。さらに、仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はないし、調査内容が不明確であるということもない。 静岡県地震防災センターでは、施設概要、県民・市民への防災啓発・教育の取り組みについて、千代田区立千代田図書館では、コンシェルジュサービス、Web図書館等について、視察・調査を行ったものである。(第2準備書面)	丙G1	0
724	2	鈴木勇治 岡部恒司 庄司俊充 橋本啓一 佐々木剛道 柿沼敏万 高橋次男 跡部薫	24.10.10 ～ 24.10.11	(視察先) 東京ガス磯子社宅エスペランサ磯子A棟 浮島処理センター (視察内容) ・集合住宅版スマートハウス実証実験の現地視察 ・かわさきエコ暮らし未来館・メガソーラー発電所	470,700	100%	・同上 ・仙台市からは1日で行き来できる場所である。視察を1泊2日で行う必要はない場所であるから、1泊2日で視察している場合は観光目的を併存していることが推認される(原告第2準備書面)。		50%	235,350	同上	東京ガス磯子社宅では、集合住宅版スマートハウス実証実験の現地視察、浮島処理センターでは、かわさきエコ暮らし未来館、メガソーラー発電所等について、視察・調査を行ったものである。(第2準備書面) 10日午前9時頃の新幹線出発し、東京駅にて在来線に乗り換え、視察先である磯子社宅に到着するのは、午前11時30分から正午の時間帯となる。同所における視察調査は、午後1時に開始し、約2時間にわたり行われている。その後、同所から川崎市の「かわさきエコ暮らし未来館」へ移動するととなり、再び在来線を複数乗り継ぐことになるが、同所へ到着するのは、午後4時30分から午後5時の時間帯となる。しかしながら、同所の閉館時間は午後4時30分まで(入館は午後4時まで)となっている。このように、1日で「移動」することは可能であるが、視察調査を行うことは不可能である。(第3準備書面)	同上	0
725	3	鈴木勇治 岡部恒司 庄司俊充 佐々木剛道 速辺博 高橋次男 跡部薫	25.03.21 ～ 25.03.22	(視察先) ①千葉県柏市、柏市議会 議会事務局 ②-1 復興庁、内閣府 ②-2 復興副大臣 谷公一氏他 (視察内容) ①柏市議会常任委員会提案による「柏市空家等適正管理条例」制定に関する調査 ・条例制定の背景と内容 ・施行後の状況等について ・常任委員会提出となった理由 ・所管部局と市民への周知、相談、対応状況 ②-1 復興交付金の第5回目交付可能額通知内容の調査と復興推進会議における報告事業の調査 ②-2 国連防災世界会議の仙台市への誘致について ・本市の準備状況と他都市の状況比較 ・新潟市、長岡市との観合状況	397,080	100%	・No.1と同じ		50%	198,540	同上	千葉県柏市では、柏市議会常任委員会提案による「柏市空家適正管理条例」制定に関する調査(条例制定の背景と内容、施行後の状況、所管部局と市民への周知、相談、対応状況等)、復興庁では、第5回復興交付金の交付可能額通知内容の調査と復興推進会議における報告事業の調査、内閣府では、国連防災世界会議の仙台市への誘致、仙台市の準備状況と他都市の状況比較、新潟市や長岡市との観合状況等について、調査研究を行ったものである。(第2準備書面)	同上	0

総番号	番号	職員名	年月日	使途	原告			被告ら			裁判所			
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額		使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠
726	4	跡部薫	24.08.01 ～ 24.08.03	(視察先) 北九州市、鹿児島市、熊本県 (視察内容) (北九州市)・北九州市の防災関連・東日本大震災のがれき受入・議会改革と1問1答方式の導入経緯について (鹿児島市)・地域防災計画の実効性向上策と市内豪雨災害の現地調査 (熊本県)・未来型エネルギー導入政策について・熊本市の豪雨災害被害について被害概要等についてのヒアリング・3桜の馬場城影苑の観光施策の取り組みと現状	140,360	100%	実費との差額がある。 ∴10%が違法(訴状別紙)		10%	14,036	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	丙G2	0
727	5	跡部薫	25.02.07 ～ 25.02.08	(視察先) ①東京都千代田区紀尾井町 ホテルニューオータニ (視察内容) ①仙台市の復興状況、観光誘客、企業誘致のシティーセールスイベント「2013仙台のタベ」に参加 ・誘致関連企業からヒアリング・観光行政についての意見交換 ②横浜市の子ども子育て施策について調査 ・待機児童数削減施策と概況について ・幼稚園の預かり保育、幼保一体化の現況について ・保育コンシェルジュ事業 ・特命課長制度の実績 ・幼保小連携の取り組みについて	52,430	100%	・政務調査以外の目的が併存。 ∴50%を超える部分は違法 ・少なくとも実費との差額(10%)が違法(訴状別紙) ・「2013仙台のタベ」では、仙台の地元料理を食べたり、酒を飲んだりすることが認められるのであるから(甲G1、甲G2、甲G3)、懇親を目的とする活動も併存していることが推認されることである。(原告第1準備書面) ・「2013仙台のタベ」では、仙台の地元料理を食べたり、酒を飲んだりすることが認められるのであるから(甲G1、甲G2、甲G3)、懇親を目的とする活動も併存していることが推認されることである。(原告第2準備書面)		50%	26,215	同上	仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はない。 東京都(ホテルニューオータニ)では、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台のタベ」において、企業誘致のシティーセールスや観光行政等についての意見交換等を、横浜市役所では、横浜市の子ども子育て施策(待機児童数削減施策と概況、幼稚園の預かり保育、幼保一体化の現況、保育コンシェルジュ事業、特命課長制度の実績、幼保小連携の取り組み等)についての調査研究等を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面) 「仙台のタベ」の目的は、仙台の観光を盛り上げていこうという仙台市におけるシティーセールス活動であり、仙台商工会議所との共催により、毎年開催しているものである。 「仙台のタベ」では、首都圏の企業・団体等の代表者、国会議員、外国機関や官公庁等から多くの方に参加していただき、セミナーを開催したり、会場内に設置したパネルや映像により仙台市の施策等を紹介するブースを設置して、シティーセールスを行っているものである。(第3準備書面)	同上	0
728	6	跡部薫	25.03.18	(視察先) ①新宿区役所 ②衆議院議員土井亨事務所 (視察内容) ①新宿区暴力団排除条例の概要、理念、目的、執行後の状況、今後の取り組みについて ②空家適正管理等の全国の自治体の条例制定現状調査	31,660	100%	実費との差額がある。 ∴10%が違法(訴状別紙)		10%	3,166	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
729	7	岡部恒司	24.08.01 ～ 24.08.03	(視察先) 北九州市、鹿児島市、熊本県 (視察内容) (北九州市)・北九州市の防災関連・東日本大震災のがれき受入・議会改革と1問1答方式の導入経緯について (鹿児島市)・地域防災計画の実効性向上策と市内豪雨災害の現地調査 (熊本県)・未来型エネルギー導入政策について・熊本市の豪雨災害被害について被害概要等についてのヒアリング・3桜の馬場城影苑の観光施策の取り組みと現状	140,360	100%	同上		10%	14,036	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	丙G3	0

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告			被告ら				裁判所		
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否		主張の骨子への反論	証拠
730	8	岡部恒司	24.10.24 ～ 24.10.25	(視察先) ・(財)微生物応用技術研究所、農業大学校、大仁 安達場、(医財)玉川会 奥熱海病院 (医財)玉川会 東京病院 (視察内容) ・農林水産省から採用された有機農業モデルタウン の実施から、土の力を発揮した農業方法をはじめ技術 指導を進めており自然循環型農業を本市へ生かす ための視察 ・西洋医学と東洋医学をはじめとし相補代替医療を 統合した医療が目ざされ国の厚生労働省でもその 取組が進められており、一次予防を中心とした対策 や自然治癒力を高めるための実態を調査し本市の 健康福祉や新市立病院への導入も踏まえ現地を調 査	62,880	100%	同上		10%	6,288	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
731	9	岡部恒司	25.02.07	(視察先) 東京都千代田区紀尾井町 ホテルニューオータ ニ (視察内容) ・仙台市の復興状況、観光誘客、企業誘致のシ ティセールスイベント「2013仙台のタベ」に参加 ・誘致関連企業からヒアリング ・観光行政についての意見交換	31,600	100%	№.5と同じ。		50%	15,800	同上	仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はない。 東京都(ホテルニューオータニ)では、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台のタベ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換等を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面) 「仙台のタベ」の目的は、仙台の観光を盛り上げていこうという仙台市におけるシティセールス活動であり、仙台商工会議所との共催により、毎年開催しているものである。 「仙台のタベ」では、首都圏の企業・団体等の代表者、国会議員、外国機関や官公庁等から多くの方に参加していただき、セミナーを開催したり、会場内に設置したパネルや映像により仙台市の施策等を紹介するブースを設置して、シティセールスを行っているものである。(第3準備書面)	同上	0
732	10	柿沼敏万	24.05.15 ～ 24.05.16	(視察先) 京都水族館他 (視察内容) ・施設概要、運営等、建設経過、来場者の現況について ・水族館の波及影響、水族館との連携への取り組み及び自助活動について ・水族館に隣接する鉄道博物館建設計画について	20,880	100%	・政務調査目的のみならず、観光目的も併存している。 ・50%を超える部分違法 ・少なくとも実費との差額(10%)が違法(訴状別紙)		50%	10,440	同上	仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はない。 京都水族館では、施設概要、運営等建設経過、来場者の状況、水族館の波及効果、水族館との連携への取り組み及び自助活動、水族館に隣接する鉄道博物館建設計画等について、視察・調査を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	丙G4	0
733	11	柿沼敏万	24.06.12 ～ 24.06.13	(視察先) アウトレットパーク木更津店他 (視察内容) ・アウトレットパーク木更津店の現地視察調査 ・起業の仙台進出の課題と条件について	53,790	100%	実費との差額がある。 ∴10%が違法(訴状別紙)		10%	5,379	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
734	12	柿沼敏万	24.09.24 ～ 24.09.25	(視察先) 盛岡都市循環バス(岩手県交通株式会社)他 (視察内容) 新仙台市立病院建設に伴う長町、八本松、郡山地区の公共交通の在り方及び盛岡都市循環バス運行の視察調査	38,850	100%	同上		10%	3,885	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
735	13	柿沼敏万	24.11.25 ～ 24.11.16	(視察先) 合同会社 西友 (視察内容) ・長町商店街の活性化にむけた取組と連携について ・あすと長町地区への予想される進出企業の対応について ・長町商店街、太白区役所周辺、あすと長町の連絡するまちづくりの方向性について ・アンテナショップの現況と長町プラザの活用について ・長町のシティ化について	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0

総番号	番号	職員名	年月日	使途	原告			被告ら				裁判所		
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否		主張の骨子への反論	証拠
740	18	庄司俊充	25.02.06 ～ 25.02.07	(視察先) 横浜 (視察内容) ・震災対策 ・安心安全なまちづくり ・自己、地域、行政、民間の防災対策のあり方(第17回震災対策技術展)	52,430	100%	同上		10%	5,243	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
741	19	鈴木勇治	24.08.15 ～ 24.08.16	(視察先) 横手市、秋田市 (視察内容) (横手市)・議会基本条例等の制度的改革・観光施策 (秋田市)・中心市街地活性化の推進、新市街地の形成と観光入込客数などの関連	42,380	100%	同上		10%	4,238	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)		0
742	20	鈴木勇治	24.10.24	(視察先) 熱海市、伊豆の国市 (視察内容) ・民間財団による美術館設置及び運営 ・NPO法人による自然農法の普及方策	43,080	100%	同上		10%	4,308	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)		0
743	21	高橋次男	24.04.26 ～ 24.04.27	(視察先) 武蔵小金井・東京四谷 (視察内容) 1. 網日立国際電気 武蔵小金井工場 ・過日フィリピン沖地震発生時、本市の津波警報システムが作動しなかったことに関連して、新たなシステムの耐震性のテスト等、改善された政策過程等の調査 2. 社団法人江戸消防記念会 新橋区四谷 ・仙台消防はしご乗り隊の木遣り隊を導入してはどうかと言う事に関連して、江戸消防記念会の木遣り隊の創設と組織等を調査	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)		0
744	22	高橋次男	24.12.24 ～ 24.12.25	(視察先) ・秋田県林業公社 ・秋田市中通1丁目地区市街地再開発組合 (視察内容) ・社の都と言われる本市の造林産業は誠に寂しいものがある。林業の先進県である秋田県林業公社の現状と今後の事業について特に公社における分収造林契約の内容と実態について調査 ・秋田市の中心地秋田城門前に再開発事業におけるまちづくりを調査。本市の地下鉄一番町駅の再開発事業との対比と今後計画、実施されなければならない数ヶ所の事業の参考のため	49,320	100%	同上		10%	4,932	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)		0
745	23	高橋次男	25.02.07 ～ 25.02.08	(視察先) 東京(2013仙台のタベ(国土交通省河川環境課)) (視察内容) ・今年度の仙台のタベの企画、運営とその効果について特に今年度は東日本大震災2年目を迎えようとしている。戸の復興の状況報告と復興に寄せられた物心両面からの支援に対する本市の対応について等を調査し次年度どのように活かすべきか検討 ・名取川の河川敷の在り方とその手法について直接国土交通省河川環境課を訪れ調査	51,480	100%	No.5と同じ。		50%	25,730	同上	東京都(ホテルニューオータニ)では、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台のタベ」において、企業誘致のシティーセールスや観光行政等についての意見交換、運営の効果、特に東日本大震災から2年目を迎えようとしている時期に復興状況報告と復興に寄せられた物心両面からの支援に対する本市の対応について調査し、次年度にどのように生かすべきかを検討したほか、国土交通省では、名取川の河川敷の在り方とその手法等について調査研究を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面) 「仙台のタベ」の目的は、仙台の観光を盛り上げていこうという仙台市におけるシティーセールス活動であり、仙台商工会議所との共催により、毎年開催しているものである。 「仙台のタベ」では、首都圏の企業・団体等の代表者、国会議員、外国機関や官公庁等から多くの方に参加していただき、セミナーを開催したり、会場内に設置したパネルや映像により仙台市の施策等を紹介するブースを設置して、シティーセールスを行っているものである。(第3準備書面)		0

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告				被告				証拠	認容額
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論		
746	24	高橋次男	25.03.16 ～ 25.03.17	(視察先) ①横浜八景島シーパラダイス ②しながわ水族館 (視察内容) ①横浜八景島シーパラダイスの施設概要、開発経緯、開発のコンセプト本水族館の社会性等について調査。仙台水族館運営の抱負についても質問 ②しながわ水族館についても同様の視点から調査	52,430	100%	No.2と同じ。		50%	26,215	視察の実施日については否認、支出については認め、違法性は争う	高橋議員が視察調査を行ったのは3月17日～18日である。(第3準備書面) 横浜八景島シーパラダイスでは、施設概要、開発経緯、開発のコンセプト、水族館の社会性等について調査するとともに、仙台における水族館運営の抱負等について聞き取り調査を行い、また、しながわ水族館でも同様の視点から視察・調査を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面) 当時、仙台市において誘致計画のあった「仙台商みの杜水族館」に関連し、横浜八景島シーパラダイスの視察調査を行ったものである。視察先の都合及び議員3名(柿沼・高橋・渡辺)の都合が付いたのが17日であったことから、同日に横浜八景島シーパラダイスの視察調査を行うこととなったものである。 視察先である横浜八景島シーパラダイスでは、午後4時から2時間以上になり、株式会社八景島の代表取締役が説明役となり、取締役経営企画部長らが同席の上、施設案内、「仙台商みの杜水族館」の設置・運営・管理に関する説明等が行われた。午後4時という開始時間は、受け入れ側の都合(代表取締役のスケジュール)に合わせたものである。(第3準備書面)	丙G80	0
747	25	橋本啓一	24.10.24 ～ 24.10.25	(視察先) ・(財)微生物応用技術研究所、産業大学校、大仁突進場 ・(医財)玉川会 奥熱海病院 ・(医財)玉川会 東京病院 (視察内容) ・農林水産省から採用された有機農業モデルタウンの実施から、土の力を発揮した農業方法をはじめ技術指導を進めており自然循環型農業を本市へ生かすための視察 ・西洋医学と東洋医学をはじめとし相補代替医療を統合した医療が目ざれ国の厚生労働省でもその取組が進められており、一次予防を中心とした対策や自然治癒力を高めるための実態を調査し本市の健康福祉や新市立病院への導入も踏まえ現地を調査	62,880	100%	実費との差額がある。 ∴10%が違法(訴状別紙)		10%	6,288	支出は認めるが、違法性は争う。	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)		0
748	26	渡辺博	24.07.23	(視察先) 千代田図書館 (視察内容) 図書館運営における指定管理者制度の是非について	31,660	100%	同上		10%	3,166	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	丙G6	0
749	27	渡辺博	24.10.24 ～ 24.10.25	(視察先) ・神奈川県大仁農業病院 ・東北大学東京分室 (視察内容) ・自然農法の成果と方向性 ・統合医療の可能性と実際 の?? ・産学官連携の一部を担う大学の東京分室の機能と成果と今後の可能性	62,880	100%	同上		10%	6,288	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
750	28	渡辺博	24.10.31 ～ 24.11.01	(視察先) ・富山県総合デザインセンター ・(株)富山県産業高度化センター ・高岡市デザイン工芸センター ・富山県ものづくり研究開発センター ・福井県教育委員会 (視察内容) ・伝統ものづくりの継承と後継者育成 ・伝統ものづくりの現代への産業化 ・県と市の協働の仕組み ・新産業の創造と日本一への取組み ・教育システムのあり方と学力向上	86,050	100%	同上		10%	8,605	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0
751	29	渡辺博	24.11.24 ～ 24.11.27	(視察先) 愛知県……不鮮明 (視察内容) 自治組織の自主的防災計画訓練……不鮮明	117,020	100%	政務調査目的が不明。 ∴100%が違法(訴状別紙)		100%	117,020	同上	名古屋国際センターでは、事業概要、経営状況と課題、施設利用率向上の取り組み等について、豊田市では、豊田市新サービス・新製品共同開発補助金事業、豊田市中企業見本市等出展事業補助金事業、ビジネスチャンス拡大事業について、北名古屋市では、ホリデー教室の概要、実施背景等について、視察・調査を行ったものである。(第2準備書面)	同上	0

総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	被告ら		裁判所	
												主張の骨子への反論	証拠		認容額
752	30	渡辺博	25.02.07 ～ 25.02.08	(視察先) 東京都内、横浜市 (視察内容) ①東京都内で開催される仙台市の観光各種政策プロモート調査 ②横浜市における保育行事	52,430	100%	No.5と同じ。		50%	28,215	同上	東京都(ホテルニューオータニ)では、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台のタベ」において、企業誘致のシティーセールスや観光行政等についての意見交換等、横浜市では、保育所持児童虐待対策、幼稚園保育事業、補助金制度等について、視察・調査を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面) 「仙台のタベ」の目的は、仙台の観光を盛り上げていこうという仙台市におけるシティーセールス活動であり、仙台商工会議所との共催により、毎年開催しているものである。 「仙台のタベ」では、首都圏の企業・団体等の代表者、国会議員、外国機関や官公庁等から多くの方に参加していただき、セミナーを開催したり、会場内に設置したパネルや映像により仙台市の施策等を紹介するブースを設置して、シティーセールスを行っているものである。(第3準備書面)	同上	0	
753	31	渡辺博	25.03.17 ～ 25.03.18	(視察先) 横浜市八景島シーワールド 東京都新宿区役所 (視察内容) ・水族館と市民生活 ・水族館の??と仙台進出のコンセプト ・仙台市の役割 ・暴力団排除条例の制定??と実施状況 ・課題と対策	52,430	100%	No.2と同じ。		50%	28,215	同上	横浜八景島シーパラダイスでは、水族館と市民生活、水族館の仙台進出のコンセプト、仙台市の役割等について、新宿区役所では、暴力団排除条例の制定経緯と実施状況、課題と対策等について視察・調査を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面) 当時、仙台市において誘致計画のあった「仙台商みの杜水族館」に関連し、横浜八景島シーパラダイスの視察調査を行ったものである。視察先の都合及び議員3名(柿沼・高橋・渡辺)の都合が付いたのが17日であったことから、同日に横浜八景島シーパラダイスの視察調査を行うこととなったものである。 視察先である横浜八景島シーパラダイスでは、午後4時から2時間以上にわたり、株式会社八景島の代表取締役が説明役となり、取締役経営企画部長らが同席の上、施設案内、「仙台商みの杜水族館」の設置・運営・管理に関する説明等が行われた。午後4時という開始時間は、受け入れ側の都合(代表取締役のスケジュール)に合わせたものである。(第3準備書面)	丙G6、8 1	0	
754	32	渡辺博	25.03.28 ～ 25.03.29	(視察先) 大阪市 ①海遊館 ②大阪市役所教育委員会 (視察内容) ①水族館の運営概要、課題と市民サービスについて ②大阪市教育委員会の教育改革について	82,340	100%	同上		50%	41,170	同上	大阪市海遊館では、水族館の運営概要、課題と市民サービス等について、大阪市役所教育委員会では、大阪市教育振興基本計画案の内容、教育委員会のあり方検討プロジェクトチームの概要等大阪市が進める教育改革について、視察・調査を行ったものである。 旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	丙G6	0	
755	33	渡辺博	24.08.16 ～ 08.17	(視察先) 金沢市役所と市議会 (視察内容) 1.中小企業育成と異業種交流 2.伝統ものづくり産業育成 3.公営レンタルと自転車事業 4.金沢市議会議会改革	82,280	100%	実費との差額がある。 ∴10%が違法(訴状別紙)		10%	8,228	同上	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)	同上	0	
小計					¥3,185,770					1,161,738				0	
2 研修費(旅費規程によるもの)															0
研修費(旅費規程によるもの)	756	1	高橋次男	(視察先) 大阪市 (視察内容) 地方議会議員研修会・TPPの地域経済への影響と地域の再生・地域づくり・災害廃棄物の広域処理と自治体の処理施設	¥91,800	100%	実費との差額がある。 ∴10%が違法(訴状別紙)		10%	9,180	支出は認めるが、違法性は争う。	旅費条例に基づく旅費の支出が適法である。(第2準備書面)		0	
小計					¥91,800					9,180				0	
3 研修費(全員その他)															0

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率 (原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
823	30	高橋次男	24.10.16	(株)ディック 津波情報伝達手動起動装置 (決算等審査特別委員会用、資料パネル作成)	47,250	100%	・議会活動のための経費としての要素が併存。 ・50%を超える部分が違法。(訴状別紙) ・補助参加人復興仙台によれば、No.30の平成24年10月16日の支出は、決算等審査特別委員会に使用した資料パネルの作成費用であるとのことである。しかし決算等審査特別委員会は平成24年10月1日に開催されているのであり、資料の作成はそれ以前になされるはずである。そうすると、決算等審査特別委員会のための資料パネル代を支出したものと考えられず、政務調査活動関連資料以外の印刷料金を含んでいると考えられる。(原告第2準備書面)		50%	23,625	同上	作成した資料は、決算等審査特別委員会にて使用した資料パネルであるところ、その内容は、津波情報伝達手動起動装置に関するものであり、当該資料は仙台市政との密接な関連性を有するものである。 なお、原告は、議会活動のための経費としての要素が併存しているから違法であると主張する。しかしながら、政務調査費の制度は、地方議員の調査研究活動の基盤の充実に資し、地方議会の活性化や審議能力の強化を目的としたものである。そして、地方議会の活性化や審議能力の強化のため、資料パネルを作成して仙台市と議論することは、まさに政務調査制度の目的に資するものであるといえる。(第2準備書面) 平成24年10月16日は支払日であって、納品日は、これに先立つ同年9月25日である。 政務調査活動関連資料以外の印刷料金を含んでいると「考えられる」と主張するが、「考えられる」と主張するだけであって、それを裏付ける証拠は何ら提出されていない。(第3準備書面)	丙G12, 44の1, 2	0
824	31	橋本啓一	24.10.04	佐川急便(株) 市政活動レポート発送代(約5800部)	380,759	100%	政務調査以外の目的も併存している。 ・50%を超える部分が違法。(訴状別紙) ・市政活動レポートについては、顔写真の大きさ、名前の大きさ、プロフィール欄の体裁、さらには活動内容報告の内容から、政務調査目的だけでなく議員個人の宣伝目的も兼ねていると考えられる場合もある。(原告第1準備書面) ・丙G13によれば、「橋本けいいち 熱血通信」には1枚目上段に河橋本啓一議員の写真とあいさつ文が掲載され、中段には同議員の仙台市議会における質疑の内容が紹介されるとともに、下段には同議員のプロフィール欄が設けられ、経歴が紹介されていることが認められる。そうすると、丙G13には市政に関する情報に乏しいものに多くのスペースが割かれており、橋本啓一議員個人を宣伝する目的が併存していると認められる。 この点については、平成23年9月から平成24年3月までの政務調査費の支出に関する仙台高等裁判所平成30年2月8日判決も、橋本啓一議員が発行している「橋本けいいち 熱血通信」について、橋本啓一議員個人を宣伝する目的が併存していると判示しているところである。(原告第2準備書面)		50%	190,379	同上	調査研究活動や議会活動の報告並びに市民からの要望を受け取ることを目的とした市政活動レポートの印刷費用は、仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はない。(第2準備書面) 一人でも多くの市民に手にとっていただくために最低限の写真、あいさつ文、経歴を掲載することは許容されるとの理解のもと、限られた紙面の中で市民から寄せられた様々な市政に対する課題に対し、本会議や常任委員会の場でどのように取り上げ、提言し、その結果や進捗状況等を市民に報告できるように工夫し、作成したものである。決して議員個人の宣伝を目的として作成したものではない。 広報紙を手にした市民から、議員に対し、市政に対する疑問点、意見等を寄せられるよう、市民意見アンケートを同封し、一方的な情報提供にとどまることのないよう配慮している。 市民意見アンケートは、ファクシミリにて返送していただく形式をとっているが、これまで多くのご意見やご要望をいただいております。調査研究活動を行う上で役立っている。(第3準備書面)	丙G13	190,379
825	32	橋本啓一	24.10.31	大成印刷(株) 市政活動レポート印刷製本代(約6200部)	252,000	100%	同上		50%	126,000	同上	同上	同上	126,000
826	33	橋本啓一	25.03.14	大成印刷(株) 市政活動レポート印刷製本代(約6500部)並びに発送料(約5800部)	640,605	100%	同上		50%	320,302	同上	同上	同上	320,302
小計					¥2,841,389					1,420,693				648,608

原告										被告ら			裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法事(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額		
6 資料購入費																
資料購入費	827	1	復興仙台	24.04.20	(有)米竹書店 JR時刻表5月号	1,150	100%	政務調査外の目的にも使用可能。 ∴50%を超える部分が違法。(訴状別紙) ・「会派控室は、会派の行う調査研究活動のほか、各会議出席のための準備(会派としての意思統一のための協議など)、待機・休憩、会派の維持、運営のための活動にも利用され、これに対応して、調査研究活動以外の活動のためにも、会派議員が業務に従事し、また、書庫、机、椅子、パソコン、コピー機などの事務機器、及び電話機やインターネットなどの通信手段等が利用され、これらに係る人件費、事務費、資料作成費など経費が少なからず発生しているものと推認できる(仙台高裁平成28年6月22日判決)ので、会派控室の備品については、補助参加人復興仙台において合理的な立証がない限りは、50%以上政務調査費を支出するのは違法である。(原告第1準備書面) ・丙G14によれば、JR時刻表、新聞ダイジェストの購入費であるとのことであるが、JR時刻表は政務調査活動以外の活動のために移動する際に経路を探索することができるし、新聞ダイジェストも仙台市政と関係のない記事も掲載されている。(原告第2準備書面)			50%	575	支出は認めるが、違法性は争う。	JR時刻表は調査研究活動のために移動するにあたり、その経路等を検索する上で必要な資料であり、また、新聞ダイジェストは、一定の期間に掲載された新聞記事の中からポイントとなる記事を選び、短時間で理解できるようまとめられた資料であり、いずれも仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的が併存しているという事実はない。(第2準備書面) JR時刻表は、視察調査・研修の際の旅費計算や経路、所要時間の探索に必要な資料である。JR時刻表には、私鉄やバス、航空ダイヤも掲載されていることから購入したものであり、政務調査活動以外に使用することはない。 新聞ダイジェストは、日本国内で発行された新聞記事(主に全国紙における政治、経済、時事、社会問題等)を集約し、1ヶ月のニュースを1冊にまとめて刊行したB5サイズの雑誌である。新聞購読費用は政務調査費の支出において認められているところであるが、新聞ダイジェストは、1ヶ月のニュースが項目ごとに整理されており、事後的に検索する上で簡便であることから、調査研究活動を行う上でも役立つ資料である。 仙台高裁平成28年判決に対する主張は前記のとおりであるが、JR時刻表や新聞ダイジェストが、「各会議出席のための準備」に使われることがないばかりか、「待機・休憩」や「会派の維持、運営のための活動」に使われることはない。したがって、原告が主張する仙台高裁平成28年判決の論旨が、JR時刻表や新聞ダイジェストに当てはまるものではない。(第3準備書面)	丙G14	575
	828	2	復興仙台	24.05.25	(有)米竹書店 JR時刻表6月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	829	3	復興仙台	24.08.20	(有)米竹書店 JR時刻表7月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	830	4	復興仙台	24.07.20	(有)米竹書店 JR時刻表8月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	831	5	復興仙台	24.08.27	(有)米竹書店 JR時刻表9月号、新聞ダイジェスト9月号	2,020	100%	同上		50%	1,010	同上	同上	同上	575	
	832	6	復興仙台	24.09.21	(有)米竹書店 JR時刻表10月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	833	7	復興仙台	24.10.22	(有)米竹書店 JR時刻表11月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	834	8	復興仙台	24.11.21	(有)米竹書店 JR時刻表12月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	835	9	復興仙台	24.12.20	(有)米竹書店 新聞ダイジェスト1月号、JR時刻表1月号	2,020	100%	同上		50%	1,010	同上	同上	同上	575	
	836	10	復興仙台	25.01.25	(有)米竹書店 JR時刻表2月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	837	11	復興仙台	25.02.25	(有)米竹書店 JR時刻表3月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	838	12	復興仙台	25.03.22	(有)米竹書店 JR時刻表4月号	1,150	100%	同上		50%	575	同上	同上	同上	575	
	839	13	鈴木勇治	24.12.10	第一法規(株) 書籍代(書籍名不明)	2,800	100%	政務調査との関連が不明。 ∴全額が違法。(訴状別紙)		100%	2,800	同上	購入した資料は、「議員発言事例集」の追録であり、仙台市政との密接な関連性を有するものである。(第2準備書面)	丙G15	0	
	840	14	高橋次男	24.10.22	丸善 仙台アエル店 書籍代(不明)	2,940	100%	・同上 ・丙G16、17によれば、「森を育てる技術」の購入費であるとのことであるが、同書の価格は3024円である。しかし№14の支出額は2940円であり、「森を育てる技術」の価格と一致しないのであるから、№14は「森を育てる技術」を購入したものでないといふべきである。(原告第2準備書面)		100%	2,940	同上	購入した資料は、「森を育てる技術」(川辺書林)である。同書籍は、林業を総合的に説明している入門書であるところ、仙台市では、「みんなの森づくり事業」、「けけしの森づくり事業」を実施しており、仙台市政との密接な関連性を有するものである。(第2準備書面) 平成24年当時、同書の価格が3024円であったことを裏付ける証拠資料を何ら提出していない。よって、原告の指摘に理由はない。なお、念のため、3024円という金額について、現在の消費税率8%を控除した本体価格を計算すると、2800円となる。この本体価格に平成24年当時の消費税率5%を加算すると、2940円となる。(第3準備書面)	丙G16、17	0	
小計					¥21,280					13,510				6,900		

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告			被告ら				裁判所		
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	違法率(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否		主張の骨子への反論	証拠
879	39	高橋次男	24.10.20	(有)ベア企画 広報紙作成用写真代	1,170	100%	同上		50%	585	同上	同上	同上	585
880	40	高橋次男	24.10.26	(有)ベア企画 広報紙作成用フィルム代	500	100%	同上		50%	250	同上	同上	同上	250
881	41	高橋次男	24.10.26	(有)ベア企画 広報紙作成用現像代	629	100%	同上		50%	314	同上	同上	同上	314
882	42	高橋次男	24.10.26	(有)ベア企画 広報紙作成用写真代	900	100%	同上		50%	450	同上	同上	同上	450
883	43	高橋次男	24.11.16	(有)加藤新聞店 広報紙の新聞折込代	36,960	100%	同上		50%	18,480	同上	同上	同上	18,480
884	44	高橋次男	24.11.16	販売センター南仙台 広報紙の新聞折込代	11,025	100%	同上		50%	5,512	同上	同上	同上	5,512
885	45	高橋次男	24.11.16	(有)トキタ新聞店 広報紙の新聞折込代	23,100	100%	同上		50%	11,550	同上	同上	同上	11,550
886	46	高橋次男	24.12.06	(株)ティック 高橋次男だより第15号	362,250	100%	同上		50%	181,125	同上	同上	同上	181,125
887	47	橋本啓一	24.05.	イー・モバイル インターネット維持管理料(4月分)	2,163	100%	No.27と同様。		50%	1,081	同上	同上	丙G23	1,081
888	48	橋本啓一	24.06.	イー・モバイル インターネット維持管理料(5月分)	2,163	100%	同上		50%	1,081	同上	同上	同上	1,081
889	49	橋本啓一	24.07.	イー・モバイル インターネット維持管理料(6月分)	6,142	100%	同上		50%	3,071	同上	同上	同上	3,071
890	50	橋本啓一	24.08.	イー・モバイル インターネット維持管理料(7月分)	285	100%	同上		50%	142	同上	同上	同上	142
891	51	橋本啓一	25.03.31	東日本テコム レンタルサーバー料	44,100	100%	同上		50%	22,050	同上	同上	同上	22,050
892	52	渡辺博	24.10.18	(有)アズシステム パソコンOS復旧作業代	30,000	100%	*同上 ・丙G24には、渡辺博議員が送付したとされる広報紙が添付されておらず、広報紙の内容は不明である。他の議員の広報紙には市政と関係する情報が乏しい記載がなされていることが多いことからすれば、他の議員の広報紙と同様、渡辺博議員が作成した広報紙にも市政と関係する情報が乏しい記載がなされていることが推認できる。そうすると、個人を宣伝する目的を併存している広報紙の作成・送付費用については、50%以上支出することは違法である。 また、事務所において事務用品を利用する場合、調査研究活動のための利用とそれ以外の活動のための利用とが事実上混在することが考えられるので、相応の立証がない限り事務用品に関する支出のうち50%以上の支出は違法である。(原告側2準備書面)		50%	15,000	同上	パソコンは政務調査活動専用で使用しているものであり、調査研究活動や議会活動の報告を目的とした広報紙の作成・配布費用(インク代、住所ラベル、事務用品及び切手)は、仙台市政との密接な関連性を有するものであり、政務調査以外の目的には使用しておらず、また、政務調査以外の目的が併存しているという事実もない。(第2準備書面) 市政報告は、議会での質疑を専らにしており、他の私事に関わることにについては触れていない、個人の宣伝を意図するものでなく、市政に関する議会での動きを伝えることに専心し、熟慮の上作成している。写真の掲載も、より市政及び議会の議論状況を理解して頂くという視点で選択しており、宣伝などということは、一切考えていない。(第3準備書面)	丙G24.45	15,000
893	53	渡辺博	24.12.28	黒雲り ハガキ代(200枚) 市政報告発送経費の為100%	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上	同上	同上	5,000
894	54	渡辺博	25.03.21	アート印刷(有) 市議会報告発送経費	360,000	100%	同上		50%	180,000	同上	同上	同上	180,000
895	55	渡辺博	25.03.21	アート印刷(有) 市議会報告発送経費	491,000	100%	同上		50%	245,500	同上	同上	同上	245,500
896	56	渡辺博	25.03.27	ヨドバシカメラ仙台店 プリンター用インク代(市議会ニュース配布経費)	7,530	100%	同上		50%	3,765	同上	同上	同上	3,765
897	57	渡辺博	25.03.27	(有)アズシステム 住所ラベル代(市議会ニュース配布経費)	15,750	100%	同上		50%	7,875	同上	同上	同上	7,875
898	58	渡辺博	25.03.27	パッケージプラザ宮千代店 事務用品(ガムテープ、のり、コピー用紙、筆記用具)代(市議会ニュース配布経費)	9,627	100%	同上		50%	4,813	同上	同上	同上	4,813
899	59	渡辺博	25.03.29	日本郵便(株) 切手代(市議会ニュース配布経費)	800,000	100%	同上		50%	400,000	同上	同上	同上	400,000
	小計				6,057,193					3,004,426				2,758,726